

【本編】

**Ⅱ 子育て配慮住宅の配慮事項に係る
整備内容・水準**

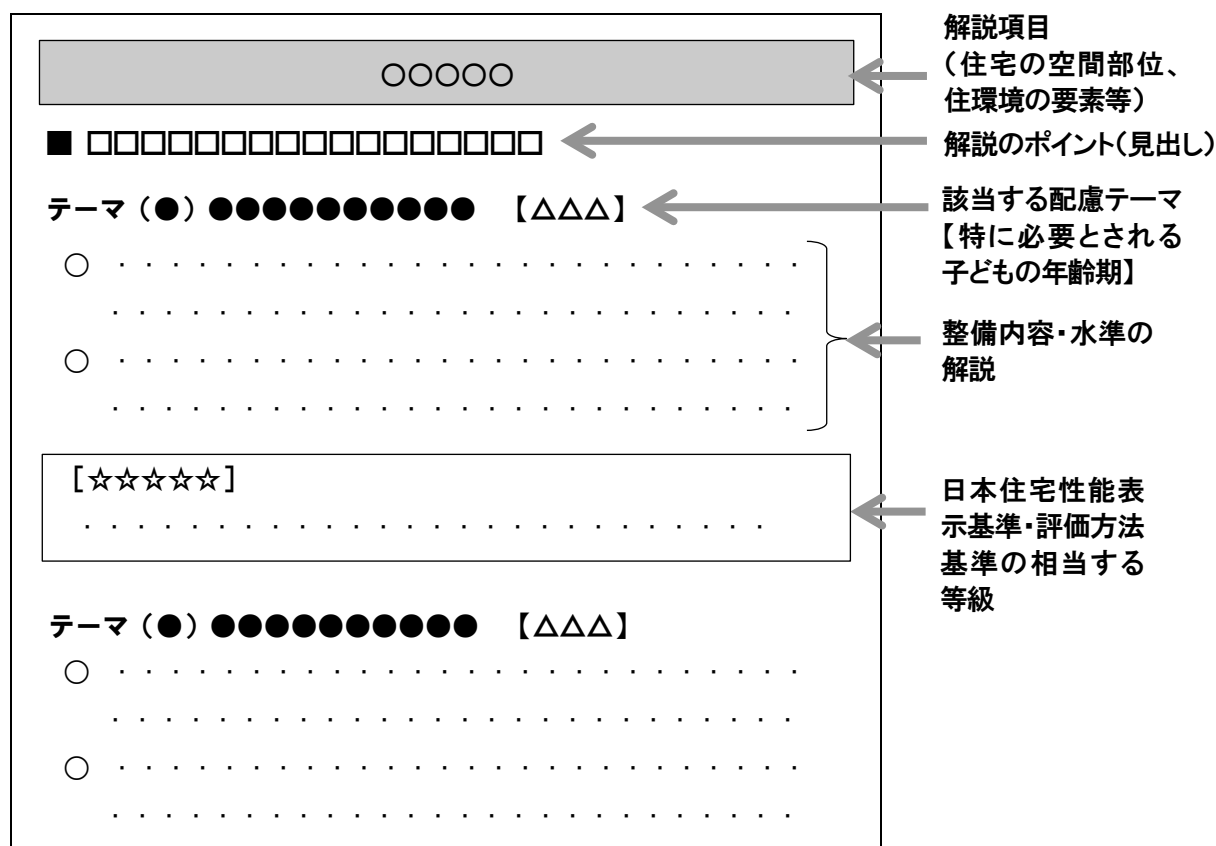
Ⅱ 子育て配慮住宅の配慮事項に係る整備内容・水準

I で示した子育て配慮住宅の配慮事項のポイントを踏まえ、各配慮事項についての整備内容や確保することが望ましい水準（以下「整備内容・水準」という。）について解説する。

Ⅱ. 1 子育て配慮住宅の配慮事項に係る整備内容・水準の示し方

- 整備内容・水準の解説のフォーマットを表Ⅱ.1 に示している。ここでは、配慮テーマごとではなく、住宅の供給者や消費者にとって分かりやすいよう住宅の具体的な空間部位である「住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）」、「共用部分（共同住宅）」、「敷地内（戸建住宅・共同住宅）」、及び住環境の構成要素である「立地環境」、「コミュニティ・地域活動」、「子育て・子育て支援サービス」に区分している。この区分ごとに、整備内容・水準の考え方や目安を解説する。
- 解説においては、整備内容の主旨や必要性が理解しやすいよう、配慮テーマを参照できるようにしている。また、該当する配慮テーマ欄には、当該テーマが特に必要とされると考えられる子どもの年齢期の情報を付記している（その他あてはまる年齢期については、I の表 1.2 を参照）。
- なお、示している整備水準が日本住宅性能表示基準・評価方法基準の内容に相当する場合は、その性能等級（表示すべき事項）と相当する等級の程度（説明する事項）を、[日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級] として付記している。

表Ⅱ.1 整備内容・水準の解説のフォーマット



- また、子育て配慮住宅の住宅タイプに応じて、該当する配慮事項に係る解説内容を参照できるように、解説項目の大きな区分と住宅タイプとの関係を表Ⅱ.2 に示す。

表Ⅱ.2 子育て配慮住宅の解説項目の大きな区分と住宅タイプとの関係

解説項目の大きな区分	住宅タイプ	
	戸建住宅	共同住宅
1 住戸専用部分	○	○
2 敷地内	○	—
3 共用部分・敷地内	—	○
4 立地環境	○	○
5 コミュニティ・地域活動	○	○
6 子育て・子育て支援サービス	○	○

Ⅱ. 2 子育て配慮住宅の配慮事項に係る整備内容・水準の技術的解説

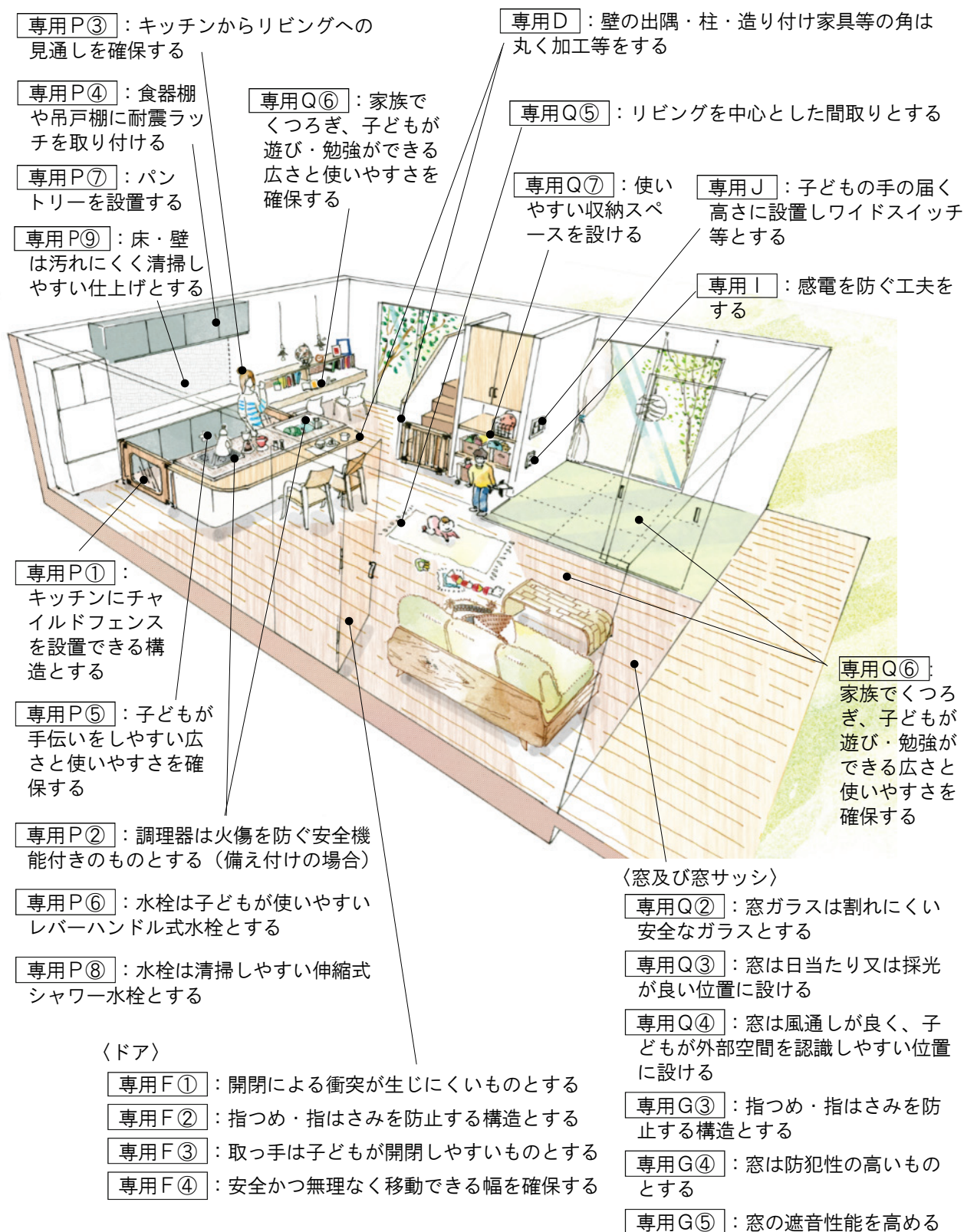
- 子育て配慮住宅の配慮事項に係る整備内容・水準について技術的観点から解説する。なお、解説内容の早見のための目次を表Ⅱ.3 に示している。

表Ⅱ.3 子育て配慮住宅の配慮事項に係る整備内容・水準の技術的解説の目次

【空間・要素1】 住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）	Ⅱ-11
1-1 全般事項	Ⅱ-11
1-2 空間・機能別事項	Ⅱ-20
【空間・要素2】 敷地内（戸建住宅）	Ⅱ-38
2-1 全般事項	Ⅱ-38
2-2 空間・機能別事項	Ⅱ-38
【空間・要素3】 共用部分・敷地内（共同住宅）	Ⅱ-40
3-1 共用部分の空間・機能別事項	Ⅱ-40
3-2 敷地内の全般事項	Ⅱ-52
3-3 敷地内の空間・機能別事項	Ⅱ-53
【空間・要素4】 立地環境（戸建住宅・共同住宅）	Ⅱ-59
4-1 子どもの安全の環境	Ⅱ-59
4-2 子育ての環境	Ⅱ-62
4-3 生活の環境	Ⅱ-66
【空間・要素5】 コミュニティ・地域活動（戸建住宅・共同住宅）	Ⅱ-67
【空間・要素6】 子育て・子育て支援サービス（戸建住宅・共同住宅）	Ⅱ-70

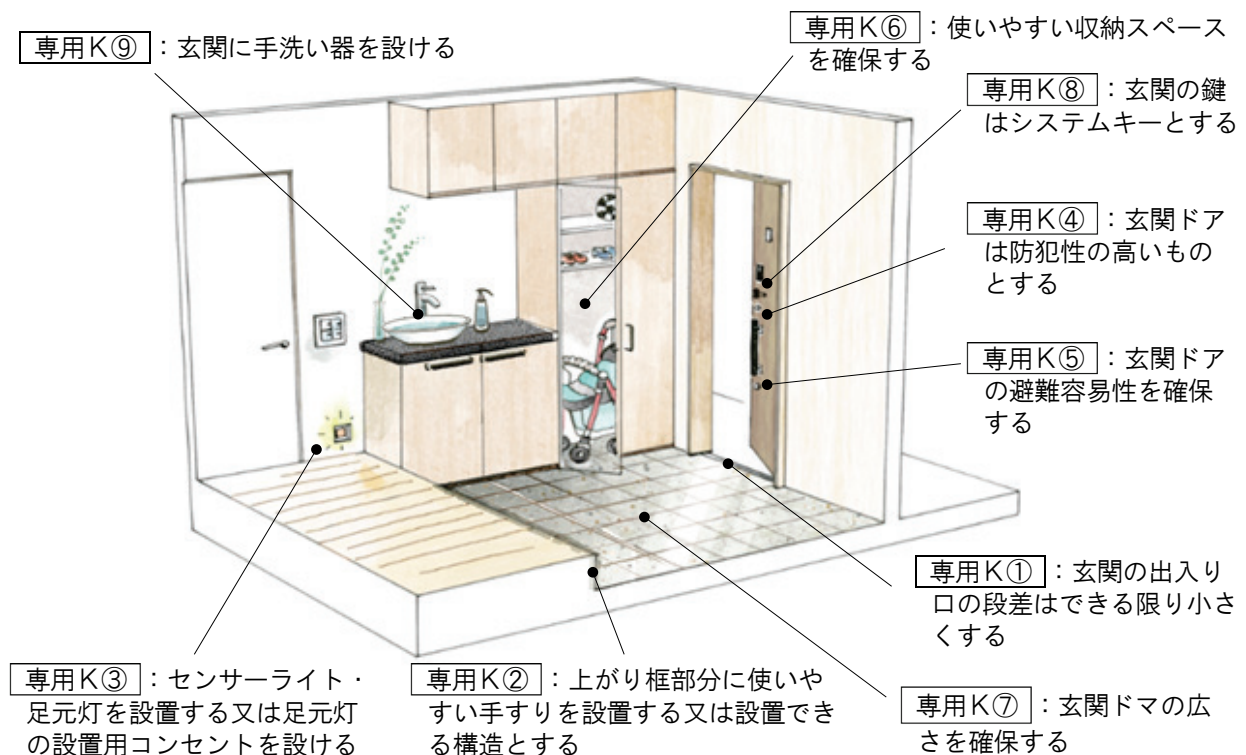
- まず、主な空間・要素別の配慮事項を図Ⅱ.1～図Ⅱ.8に示す。図中の記号・番号等は、【空間・要素1】～【空間・要素6】で解説している配慮事項の内容の記号・番号等に対応している。

【空間・要素1】 住戸専用部分：リビング・キッチン（戸建住宅・共同住宅）



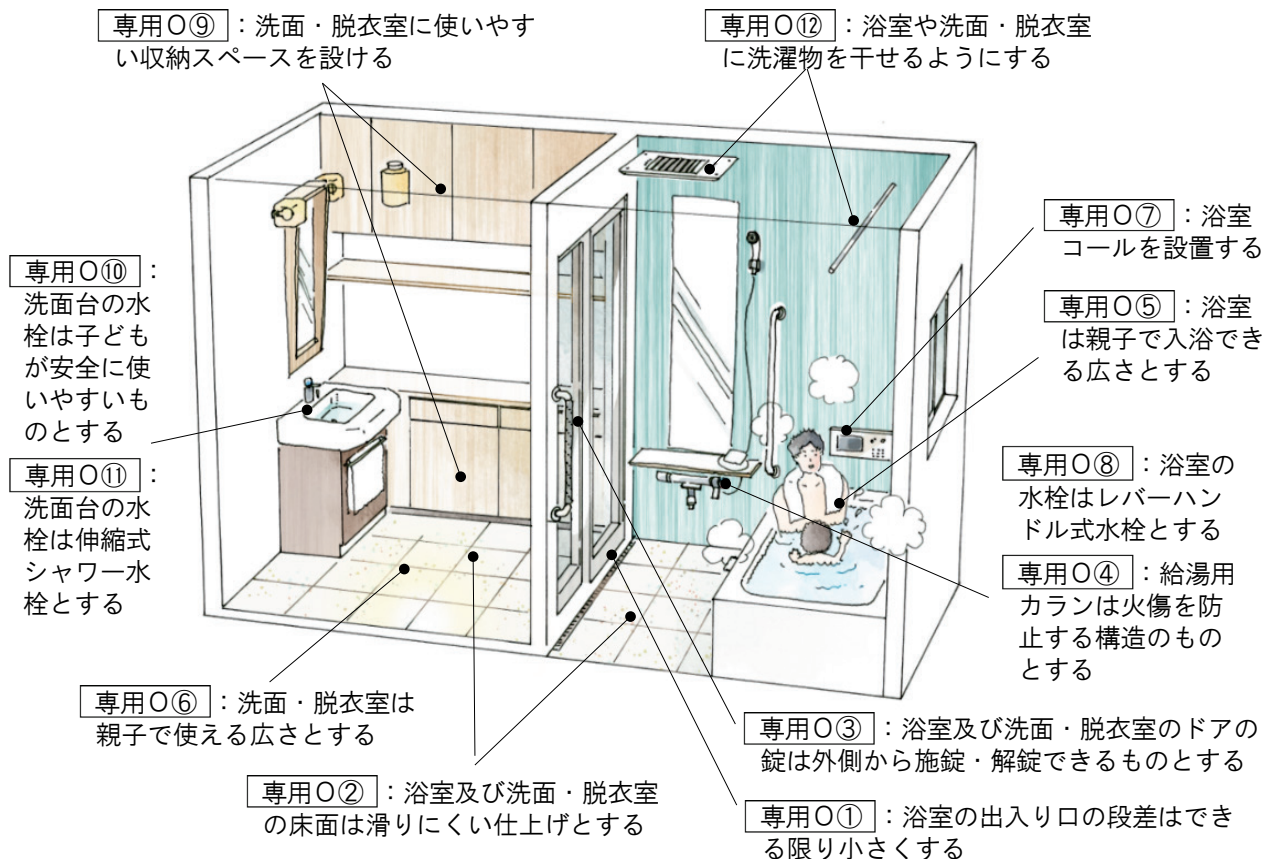
図Ⅱ.1 空間別の主な配慮事項【リビング・キッチン等】

【空間・要素1】 住戸専用部分：玄関（戸建住宅・共同住宅）



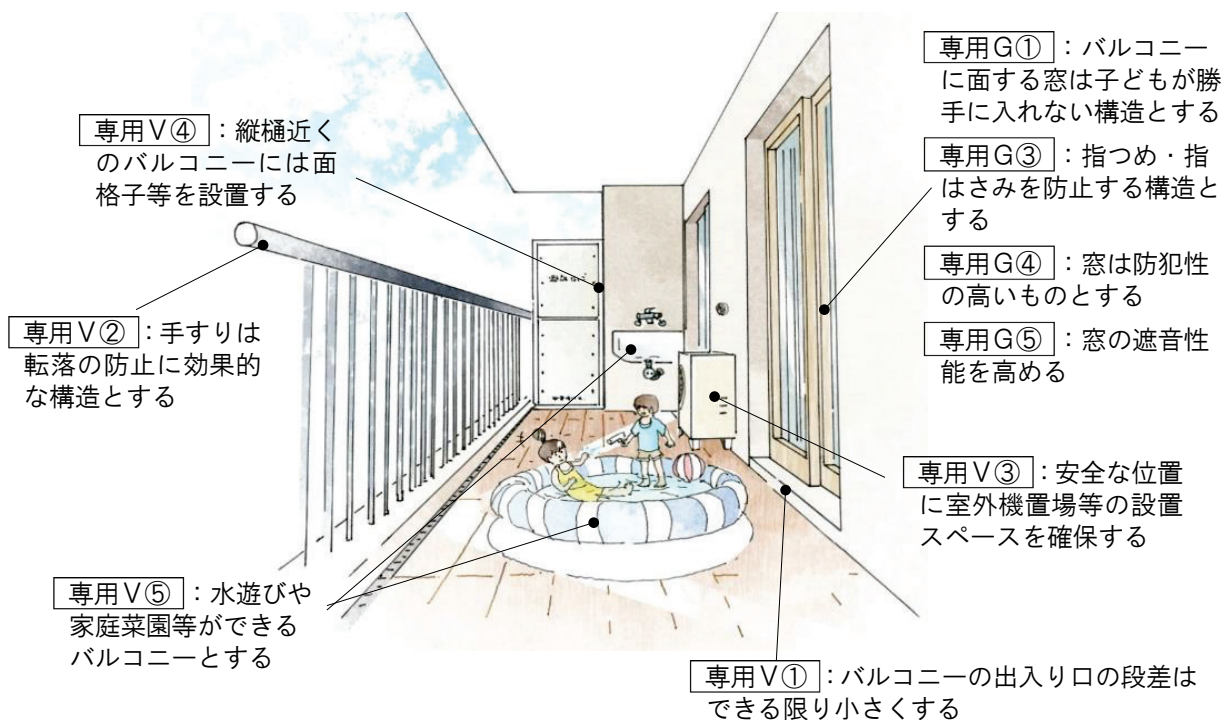
図Ⅱ.2 空間別の主な配慮事項【玄関】

【空間・要素1】 住戸専用部分：浴室及び洗面・脱衣室（戸建住宅・共同住宅）



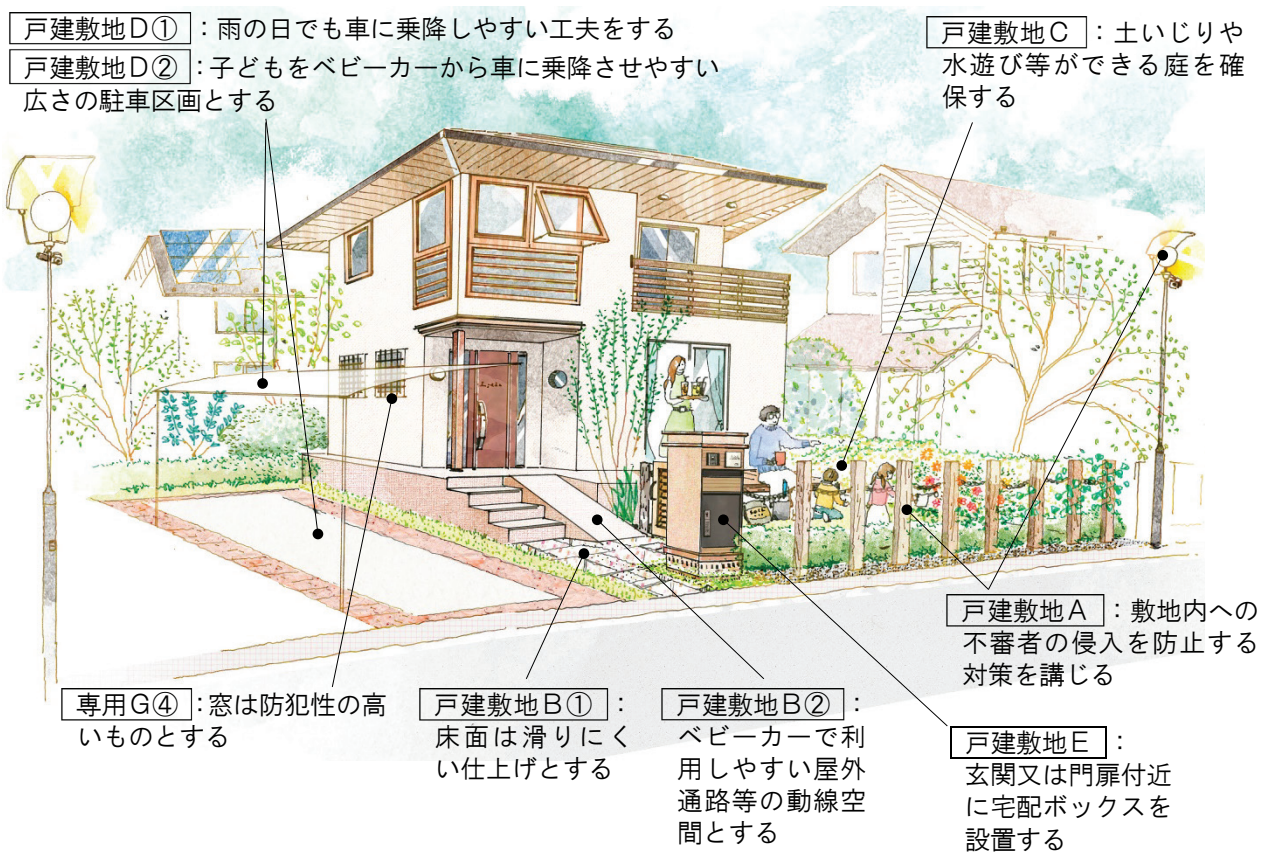
図Ⅱ.3 空間別の主な配慮事項【浴室及び洗面・脱衣室】

【空間・要素１】 住戸専用部分：バルコニー（共同住宅）



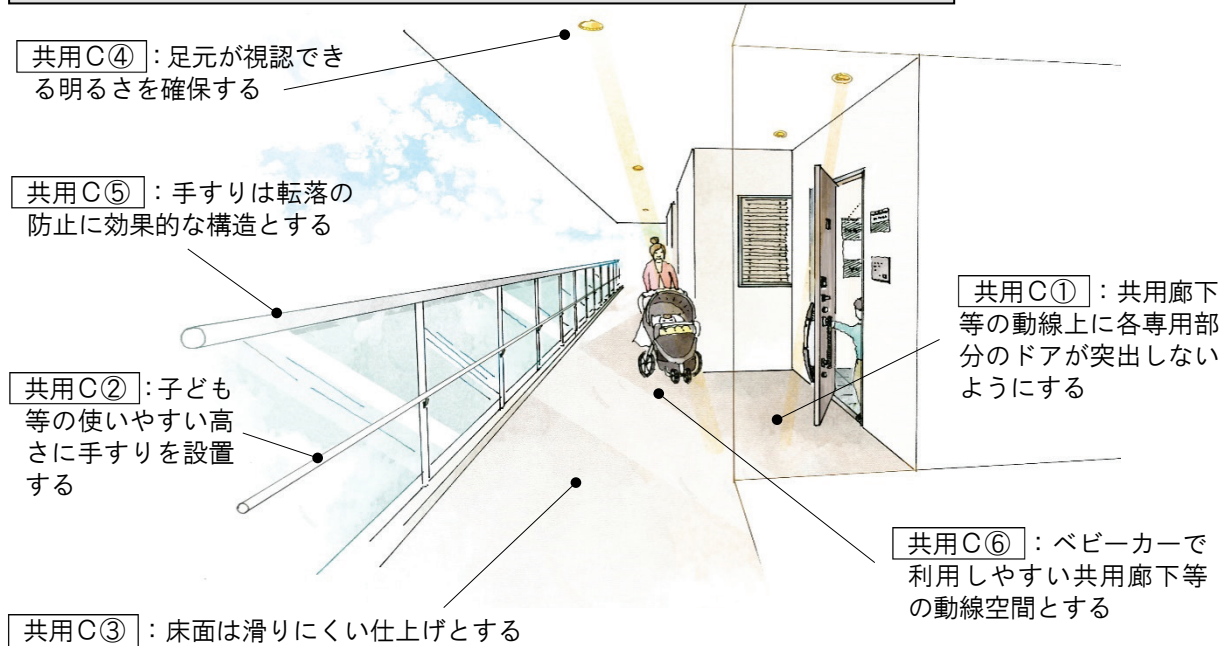
図Ⅱ.4 空間別の主な配慮事項【バルコニー（共同住宅）】

【空間・要素２】 敷地内：エントランスまわり（戸建住宅）



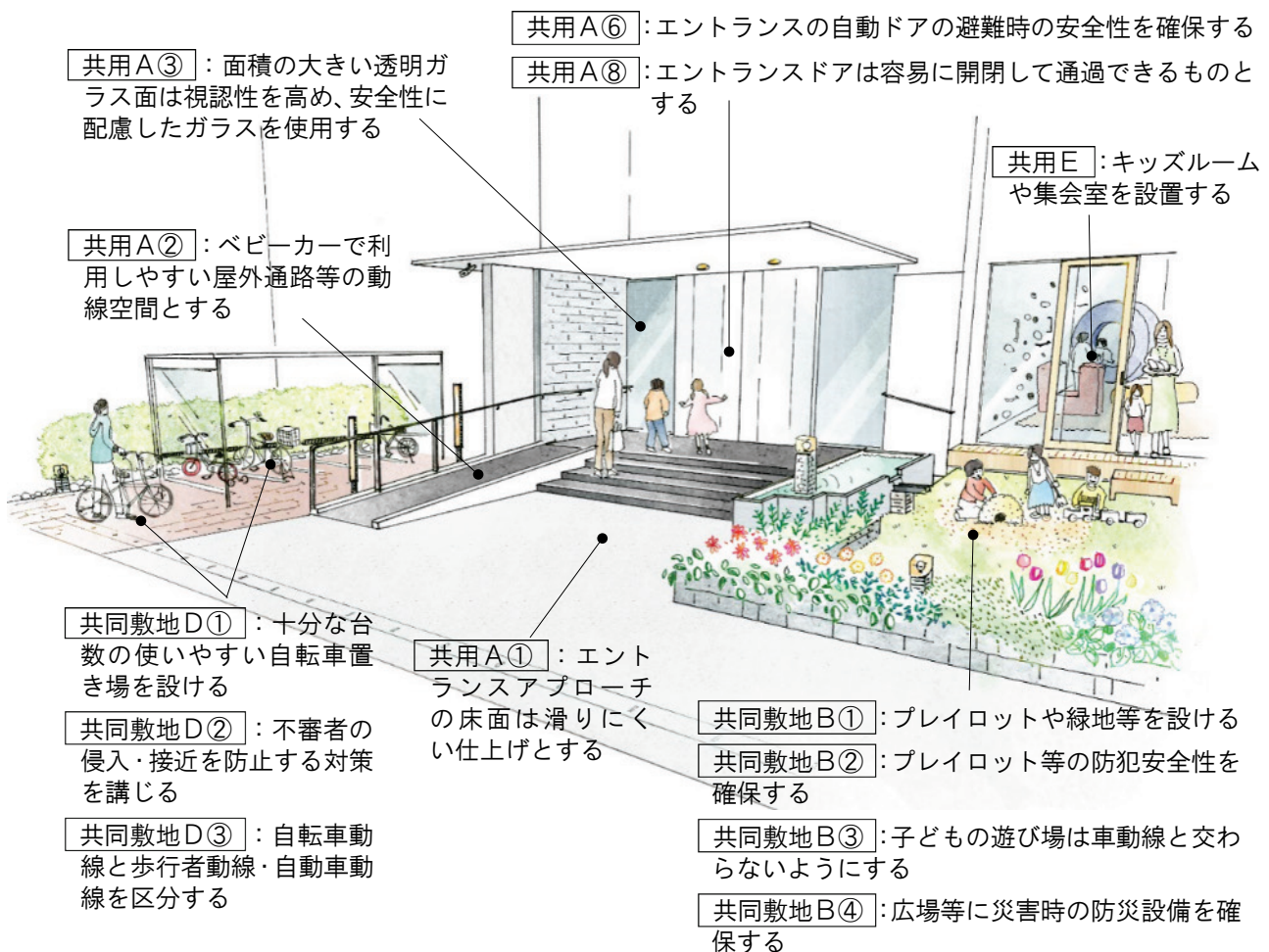
図Ⅱ.5 空間別の主な配慮事項【エントランスまわり（戸建住宅）】

【空間・要素3】 共用部分・敷地内：共用廊下（共同住宅）



図Ⅱ.6 空間別の主な配慮事項【共用廊下（共同住宅）】

【空間・要素3】 共用部分・敷地内：エントランスまわり（共同住宅）



図Ⅱ.7 空間別の主な配慮事項【エントランスまわり（共同住宅）】

【空間・要素4】 立地環境（戸建住宅・共同住宅）

子どもの安全の環境（立地A～C）

- ・立地A：交通安全性
- ・立地B：防犯安全性
- ・立地C：災害安全性

子育ての環境（立地D～N）

- ・立地D：祖父母の家
- ・立地E：子育て・子育て支援拠点
- ・立地F：保育所・認定こども園
- ・立地G：幼稚園
- ・立地H：小・中学校
- ・立地I：学童保育施設
- ・立地J：図書館
- ・立地K：習いごと教室
- ・立地L：教育上ふさわしくない施設
- ・立地M：公園・広場等
- ・立地N：児童館・子育てひろば等

生活の環境（立地O～R）

- ・立地O：公共交通機関
- ・立地P：医療機関
- ・立地Q：買い物施設等
- ・立地R：通勤



図Ⅱ.8 立地環境の主な配慮事項

【空間・要素5】 コミュニティ・地域活動（戸建住宅・共同住宅）

コミュニティ・地域活動（活動A～G）

- ・活動A：子育て世帯の交流
- ・活動B：多世代の交流
- ・活動C：交通安全パトロール
- ・活動D：地域防犯活動
- ・活動E：地域防災活動
- ・活動F：地域コミュニティ
- ・活動G：友人・知人

【空間・要素6】 子育て・子育て支援サービス（戸建住宅・共同住宅）

子育て・子育て支援サービス（サービスA～E）

- ・サービスA：子育て世帯の交流
- ・サービスB：子育て相談
- ・サービスC：子どもの預かり
- ・サービスD：子育て・子育て支援施設の供給促進
- ・サービスE：各種サービスの情報提供

【空間・要素１】 住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）

1-1 全般事項

専用A：間取り

専用A①：家事をしながら子どもの見守りがしやすい間取りとする

テーマ(7) 子どもの様子を把握しやすい間取りとする 【乳児期～幼児後期】

- キッチンから隣接するリビングや水まわりを見渡すことができるなど、家事をしながら子どもの様子の把握や見守りがしやすい間取りとする。

専用A②：家事動線の効率的な間取りとする

テーマ(41) 家事動線に配慮した間取りとする 【全般】

- 家事が効率的にできるよう、次のような家事動線に配慮した間取りとする。
 - i) キッチンと洗濯スペース（洗濯機置場）は近接させ、調理をしながら洗濯しやすい家事動線とする。
 - ii) キッチンと、洗面所等の水まわりは回遊性のある動線とする。
 - iii) トイレと浴室・洗面所は近接させる。

専用B：床の構造

専用B①：専用部分の床は段差のない構造とする

テーマ(2) 転倒による事故を防止する 【乳児期～幼児後期】

- 床面の数センチの段差は小さな子ども、妊婦や乳児を抱っこ・おんぶしている親等の転倒の要因となりやすいため、専用部分の床面はできる限り段差のない構造とする。
- 段差が生じる場合、その程度は、次のようなものとする。
 - 1) 日常生活空間内の床が、段差のない構造であること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。
 - i) 玄関の出入り口の段差について、くつずりと玄関外側の高低差を 20mm 以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差を 5mm 以下としたもの。
 - ii) 玄関の上がりかまちの段差（奥行き 300mm 以上の式台を設ける場合の土間と式台との段差及び式台と上がりかまちの段差を含む。）で、110mm（接地階に存する玄関のものにあつては 180mm）以下としたもの。
 - iii) 勝手口その他の屋外に面する開口部（玄関を除く。以下「勝手口等」という。）の出入り口及び上がりかまちの段差。
 - iv) 居室の部分の床（通過の妨げとならない経路に存し、面積が 3 m²以上 9 m²（当該居室の面積が 18 m²以下の場合にあつては、当該面積の 1/2）未満、かつ、間口が 1,500mm 以上のものに限る。）とその他の部分の床の 300mm 以上 450mm 以下の段差。

- v) 玄関の上がりかまちの段差。
- vi) 浴室の出入り口の段差で、20mm 以下の単純段差としたもの又は浴室内外の高低差を 120mm 以下、またぎ高さを 180mm 以下とし、かつ、手すりを設置したもの。
- vii) バルコニーの出入口の段差。ただし、接地階を有しない住戸については次に掲げるものに限る。
 - ア) 180mm 以下の単純段差としたもの（奥行き 300mm 以上の式台をバルコニーに設ける場合のバルコニーと式台との段差及び式台と室内の段差を含む。）。
 - イ) 250mm 以下の単純段差とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの。
 - ウ) 屋内側、屋外側とも 180mm 以下のまたぎ段差（奥行き 300mm 以上の式台をバルコニーに設ける場合のバルコニーと式台との段差及び式台と室内の段差を含む。）とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの。
- 2) 日常生活空間以外の床が、段差のない構造であること。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。
 - i) 玄関の出入り口の段差。
 - ii) 玄関の上がりかまちの段差。
 - iii) 勝手口その他の開口部等の出入り口及び上がりかまちの段差。
 - iv) バルコニーの出入り口の段差。

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

・ [9-1 高齢者等配慮対策（専用部分）] の段差に関する評価基準において等級 2 以上

専用B②：床の遮音性能を高める（共同住宅の場合）

テーマ(37) 住宅の遮音性能を高める 【乳児期～小学生低学年】

- 共同住宅の場合、子どもが飛び跳ねたり泣いたりしても、上下階の住戸に音が大きく漏れないよう、遮音に効果的な床スラブの厚さ・重さ・工法や、床の仕上げ構造（フローリングとする場合の二重床等）等の採用を検討し、床の遮音性能を高める。
- 居室に係る上下階の界床の遮音対策として、次のような対策を講じる。
 - 1) 鉄筋コンクリート造の界床の場合

居室に係る上下階の界床の重量床衝撃音対策として、次の i) ～iv) のいずれかを満たすものとする。

 - i) 均質単板スラブ等（均質単板スラブ（同一のコンクリートで一様に構成される床構造をいう。）その他一体として振動する床構造をいう。）の場合は厚さが 200mm 以上（既存住宅については厚さが 180mm 以上）、ボイドスラブ（部分的に中空層を有するコンクリートの床構造その他これに類する床構造で一体として振動するものをいう。）の場合は厚さが 220mm 以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨コンクリート造で普通コンクリートを用いたもの又はこれらと同等の面密度を有する構造であること。
 - ii) 新築住宅にあっては日本住宅性能表示基準 [8-1 重量床衝撃音対策等級] の等級 4 以上、既存住宅にあっては同等級の等級 3 以上の重量床衝撃音対策が講じられていること。
 - iii) 日本住宅性能表示基準 [8-1 相当スラブ厚（重量床衝撃音）] に規定される界床の相当スラブ厚が 200mm 以上（既存住宅については相当スラブ厚さが 150mm 以上）であること。

iv) 日本工業規格 A 1418-2 (建築物の床衝撃音遮断性能の測定方法―第 2 部: 標準重量衝撃源による方法) による床衝撃音レベルについて、日本工業規格 A 1419-2 (建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法―第 2 部: 床衝撃音遮断性能) 附属書 1 (規定) による床衝撃音遮断性能 $L_i, F_{max,r}, H(1)-55$ 等級相当以上であること。

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

- ・新築: [8-1 重量床衝撃音対策等級] の評価基準において等級 4 以上
- ・既存: [8-1 重量床衝撃音対策等級] の評価基準において等級 3 以上

2) 鉄筋コンクリート造以外の界床の場合

次の i) ～ ii) のいずれかを満たすものとする。

i) 居室に係る上下階の界床の重量床衝撃音対策として、日本工業規格 A 1418-2 に規定されている床衝撃音レベルについて、残響室床開口部に施工した床試験体を対象とし、衝撃力特性 (1) を有する標準重量衝撃源を用いて残響室内の音圧レベル(床衝撃音レベル相当値)を測定した場合、下記表中の上欄に掲げるオクターブバンド中心周波数に対する残響室内の音圧レベル(床衝撃音レベル相当値)が下欄に掲げる数値を下回ること。

オクターブバンド中心周波数 (Hz)	63	125	250	500
音圧レベル(床衝撃音レベル相当値) (dB)	75	65	58	52

ii) 居室に係る上下階の界床の軽量床衝撃音対策として、新築住宅にあつては日本住宅性能表示基準 [8-2 軽量床衝撃音対策等級] の等級 4 以上、既存住宅にあつては同等級の等級 3 以上の対策を講じられていること。

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

- ・新築: [8-2 軽量床衝撃音対策等級] の評価基準において等級 4 以上
- ・既存: [8-2 軽量床衝撃音対策等級] の評価基準において等級 3 以上

専用 C : 壁の構造

専用 C①: 家具の転倒防止措置を講じることのできる構造とする

テーマ(13) 災害時の避難経路の安全を確保する 【全般】

- 界壁や間仕切り壁は、家具の転倒防止措置を講じることができるよう、付け長押を設置する、又は金具等で固定できるための下地材を設けておく。
- なお、賃貸住宅の場合においては、家具の固定のために (防災) ネジを使用したことによって生じた穴は原状回復義務の対象にしないことが望ましい。

専用 C②: 壁の遮音性能を高める (共同住宅の場合)

テーマ(37) 住宅の遮音性能を高める 【乳児期～小学生低学年】

- 共同住宅の場合、子どもの騒ぎ声や泣き声などが両隣の住戸に大きく漏れないよう、遮音に効果的な界壁の厚さ、工法、仕上げ材等の採用を検討し、界壁の遮音性能を高める。

○ 界壁の遮音対策として、次のような対策を講じる。

1) 鉄筋コンクリート造の界壁の場合

次の i) ～ iii) のすべてを満たすものとする。

i) 次のア)、イ) のいずれかであること。

ア) 厚さが 180mm 以上（既存住宅については厚さが 150mm 以上）の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨コンクリート造で普通コンクリートを用いたもの又はこれらと同等の面密度を有する構造であること。

イ) 日本工業規格 A1419-1（建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法）による音響透過損失等級 R_r-50 等級相当以上であること。

ii) コンセントボックス、スイッチボックスその他これらに類するものが、当該界壁の両側の対面する位置に当該界壁を欠き込んで設けられていないこと。

iii) 当該界壁にボード類が接着されている場合にあっては、当該界壁とボード類の間に接着モルタル等の点付けによる空隙が生じていないこと。

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

- ・ 新築：[8-3 透過損失等級（界壁）] の評価基準において等級 3 以上
- ・ 既存：[8-3 透過損失等級（界壁）] の評価基準において等級 2 以上

2) 鉄筋コンクリート造以外の界壁の場合

遮音に効果的な界壁の工法・材料、壁の仕上げ等の採用を検討し、界壁の遮音性能を高める対策を講じる。

専用D：壁の出隅・柱・造り付け家具等

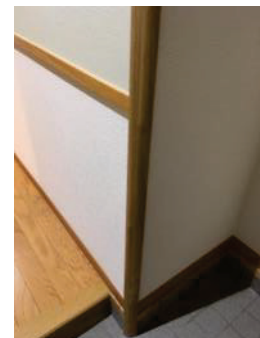
専用D：壁の出隅・柱・造り付け家具等の角は丸く加工等をする

テーマ(1) 衝突による事故を防止する 【乳児期～幼児後期】

- 壁の出隅や柱、キッチンのカウンターテーブル、造り付け家具等の角は、衝突時のケガのリスクを軽減するため、丸い形状に加工（R 加工）をする（写真Ⅱ.1）。
- または、衝撃防止のクッションカバー等を取り付けた仕上げとする（写真Ⅱ.2）。



写真Ⅱ.1
出隅の角部の R 加工



写真Ⅱ.2
出隅の角部へのカバーの
取り付け

専用E：内装材

専用E①：シックハウスの心配の少ない材料を使用する

テーマ(16) 健康に配慮した材料を使用する 【全般】

- シックハウス対策のため、住戸の居室内の内装（木質系の建材に加え、壁紙、塗料、接着剤、断熱材等を含む。）の仕上げや居室に係る天井裏等の下地材等に用いる特定建材は、次の建築材料を使用する。
 - i) ホルムアルデヒド等の化学物質の発生のきわめて少ない、日本工業規格又は日本農林規格協会のF☆☆☆☆表示のある材料
 - ii) 自然素材やホルムアルデヒドを使用しない無垢材

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

・新築及び既存の改修：[6-1 ホルムアルデヒド対策] の評価基準において等級3以上

- 新築住宅が主な対象であるが、既存住宅においても間取りや内装等の改修時に用いる建築材料には同様の対応が必要である。

専用E②：調湿機能のある材料を使用する

テーマ(16) 健康に配慮した材料を使用する 【全般】

- シックハウス対策のほか、結露やダニ・カビ等の発生を防ぐため、24時間換気システムの導入に加えて、床、壁、天井等には調湿機能のある材料（自然素材、吸放湿性・通気性のあるクロス・壁紙等）を使用する。

専用F：ドア

専用F①：開閉による衝突が生じにくいものとする

テーマ(1) 衝突による事故を防止する 【乳児期～幼児後期】

- 開き戸の前に子どもが立っていても気づかずにドアを開け、子どもにドアが衝突してしまう事故や、突風で開き戸が閉まり、子どもがドアに衝突してしまう事故等を防止する観点から、玄関や居室間のドアは「引き戸（スライド・ドア）」とすることが望ましい。
- 「開き戸」とする場合は、次のいずれかの対策を講じる。
 - i) 急激な開閉による衝突を防止するため、ドアの開閉を緩やかにするドアクローザーや、ドアを開けたまま固定しておけるドアストッパーを設置する。
 - ii) 磨りガラス入りドアなど反対側にいる子どもの気配が分かるものとする。磨りガラスは安全に配慮されたガラスを使用する。
 - iii) 衝突を防止するよう、ドアの開閉方向と居室の配置、動線の関係に配慮する。

専用F②：指つめ・指はさみを防止する構造とする

テーマ(4) ドアや窓での指つめ・指はさみを防止する 【乳児期～幼児後期】

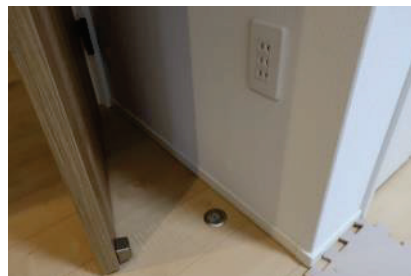
- 引き戸や開き戸の採用に際しては、指つめや指はさみ防止のために、次のような点に配慮する。

1) 引き戸の場合

- i) 子どもが指をはさまないように、100mm 程度の引き残しを確保する、又は軽量かつ自動でゆっくりと閉まる構造（ドアクローザー機能）のものとする。
- ii) 取っ手（ドアノブ）は、開閉時にドアで指を挟まない位置に設ける。

2) 開き戸の場合

- i) ドアクローザーやドアストッパーの機能付きのドアとする（写真Ⅱ.3）。
- ii) 吊り元部分に隙間が生じない構造のもの、又は吊り元側の隙間に指はさみ防止のカバーやクッションが使用されているものとする。
- iii) 取っ手（ドアノブ）は、面取りするなど角がなく、安全に使用できるものとする。



写真Ⅱ.3
磁石により自動作動するドアストッパー

専用F③：取っ手は子どもが開閉しやすいものとする

テーマ(24) 子どもの自主性を育てる収納や設備の工夫をする 【幼児後期～小学生高学年】

- ドアを開き戸とする場合、取っ手（ドアノブ）は握力の弱い子どもでも開閉が容易な、レバーハンドル、スイングノブ、プッシュハンドル等とする（写真Ⅱ.4）。



写真Ⅱ.4
握力のない子どもでも握りやすい
形状のドアノブ

専用F④：安全かつ無理なく移動できる幅を確保する

テーマ(44) 住戸内移動や外出移動をしやすくする 【乳児期～幼児後期】

- 日常生活空間の居室の出入り口は、子どもを抱っこ・おんぶしたり、多くの荷物を抱えたりした状態でも安全かつ無理なく移動できるよう、ドアの幅は 750 mm以上（開き戸にあっては建具の厚み、引き戸にあっては引き残しを勘案した通行上有効な幅員とする。）を確保する。

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

- ・ [9-1 高齢者等配慮対策（専用部分）] の通路及び出入り口の幅員に関する評価基準において等級 3 以上

専用G：窓及び窓サッシ

専用G①：バルコニーに面する窓は子どもが勝手に入れない構造とする

テーマ(3) 転落による事故を防止する 【乳児期～小学生低学年】

- 小さな子どもがひとりで勝手にバルコニーに入れないようにするため、バルコニーに面する窓のクレセント錠は次のいずれかとする（写真Ⅱ.5）。
 - i) ダイヤル錠
 - ii) 子どもの手の届かない高い位置※に補助錠を設置する。
- ※ 一般的には、床上 1,500mm 程度以上の高さが想定される。



写真Ⅱ.5

2 か所（1 か所は小さな子どもの手の届かない高さ）に取り付けられたクレセント錠

専用G②：転落の防止に効果的な手すりを設ける（2 階以上の窓の場合）

テーマ(3) 転落による事故を防止する 【乳児期～小学生低学年】

- 2 階以上の窓（バルコニーに面している掃き出し窓等は除く。）には、子どもの乗り越え等による転落の危険を防止するための手すり（柵）を設置する。
- 転落防止のための手すりは、次のような構造のものとする。
 - i) 窓台その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「窓台等」という。）の高さが 650mm 以上 800mm 未満の場合は、床面から 1,100 mm 以上の高さに達するように設置する。
 - ii) ただし、腰壁、窓台等子どもの足がかりとなる部分（高さが 300 mm 以上 650 mm 未満の部分。以下「腰壁等」という。）がある場合については、腰壁等から 800 mm 以上の高さに達するように設置する。
 - iii) 手すり子の相互の間隔は、窓台等（窓台等の高さが 650mm 未満の場合に限る。）からの高さが 800mm 以内の部分に存するものについては、子どもの頭が入らないよう、内法寸法で 110 mm 以下とする。
 - iv) 手すりの最下部と窓台の間は、子どもの頭が入らないよう、内法寸法で 90 mm 以下とする。

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

・ [9-1 高齢者等配慮対策（専用部分）] の手すりに関する評価基準において等級 2 以上

専用G③：指つめ・指はさみを防止する構造とする

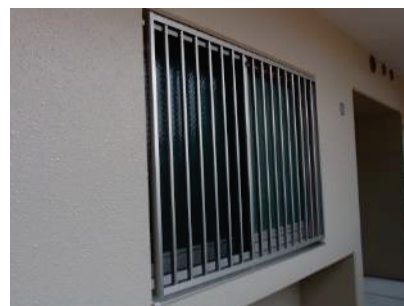
テーマ(4) ドアや窓での指つめ・指はさみを防止する 【乳児期～幼児後期】

- 窓のサッシもドアと同様に、指つめや指はさみの防止のために、次のような点に配慮されたものとする。
 - i) 指つめ防止用の戸当たり、又はたて框とたて枠の戸当たりにゴムクッションを使用する。
 - ii) 指はさみ防止ストッパー等が設置され、窓を開けた際の引き残しを大きくとる構造とする。

専用G④：窓は防犯性の高いものとする

テーマ(8) 不審者の侵入を防止する 【全般】

- 不審者の住宅内への侵入を防止するため、窓のサッシ及びガラスは防犯建物部品等の防犯性に配慮されたものを採用する。
- 防犯建物部品等が設置できない場合は、サッシへの錠付きクレセント、補助錠や振動アラーム等を設置する。
- また、接地階の窓（日常的に出入りをする掃き出し窓等を除く。）や共用廊下に面した窓には、面格子を設置する（写真Ⅱ.6）。
- さらに、死角となりやすい位置の窓付近にはセンサーライトを設置する方法も有効である。



写真Ⅱ.6
共用廊下に面する窓に取り付けられた
面格子

専用G⑤：窓の遮音性能を高める

テーマ(37) 住宅の遮音性能を高める 【乳児期～小学生低学年】

- 子どもの騒ぎ声や泣き声などが周辺の住宅に大きく漏れないよう、遮音性能のある窓ガラス（防音効果のある防音ガラス等）の採用や、二重窓（内窓）の設置等を検討し、開口部の遮音性能を高める。
- 外壁等に面した開口部の透過損失対策については、日本工業規格 A4706 に規定するサッシで、その遮音等級がT-2 等級以上の材料を使用する。

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

・ [8-4 透過損失等級（外壁開口部）] の評価基準において等級 3 以上

専用H：収納スペース

専用H：広くて使いやすい収納スペースを確保する

テーマ(39) 収納スペースの広さと使いやすさを確保する 【全般】

- 成長に合わせて増える子どもの持ち物や、家族全員の持ち物などの収納のため、十分な面積の収納スペースを確保する。例えば、専用部分の床面積に対して次のような割合以上とすることが考えられる。
 - i) 新築住宅の場合にあっては、戸建住宅：10%、共同住宅：8%
 - ii) 既存住宅の場合にあっては、戸建住宅：8%、共同住宅：6%
- また、収納スペースは、次のような観点から、使いやすさにも配慮する。
 - i) 玄関、キッチン、リビング、洗面・脱衣室など適所に設ける。
 - ii) 各収納スペースは、ウォークインクローゼット、クローゼット・押入、造り付け収納、ロフト、床下収納など、設置する居室等の場



写真Ⅱ.7
立体的な使いやすさが考慮され
たウォークインクローゼット

所や使い方に適した形状で確保する。

- iii) 立体的な容積の確保や、収納棚の位置が調整できるなど、使いやすさにも配慮する（写真Ⅱ.7）。
- iv) 子どもの手の届かない位置に収納棚を設置できるようにする。

専用Ⅰ：コンセント

専用Ⅰ：感電を防ぐ工夫をする

テーマ(6) 感電や火傷を防止する 【乳児期～幼児後期】

- 日中の子どもの居場所となるリビング、子ども部屋等の居室のコンセントは、小さな子どもの手の届きにくい高さ※に設置する（写真Ⅱ.8）。

※ 一般的には、ハイハイする乳児の目線に入らずに手が届きにくい床上 400mm 程度の高さが考えられるが、設置する場所にも配慮すること。

- コンセントの位置の高さが調整できないものについては、シャッター付コンセント（プラグ差し込み口が扉付きの構造となっているもの）にするなど、感電事故を防止したものにする。



写真Ⅱ.8
通常よりも高い位置に設置されたコンセント（ハイハイする乳児の手に届きにくく、大人にとっては、屈まずに使用できる）

専用Ⅱ：電気スイッチ

専用Ⅱ：子どもの手の届く高さに設置しワイドスイッチ等とする

テーマ(24) 子どもの自主性を育てる収納や設備の工夫をする 【幼児後期～小学生高学年】

- 電気スイッチは、子どもが自分で点けたり消したりできるよう、子どもの手の届きやすい高さ※に取り付ける（写真Ⅱ.9）。

※ 2～3 歳の子どもでも手が届く高さとして床上 900mm 程度が考えられる。ただし、その後の子どもの成長や設置する場所等に配慮した場合、一般的には 900 mm ～1,050 mm 程度が考えられる。

- また、子どもでも使いやすいワイドスイッチとする（写真Ⅱ.10）。



写真Ⅱ.9
子どもの手の届きやすい高さ（床上 1,050 mm 以下）に設けられた電気スイッチ



写真Ⅱ.10
絵や文字も添えられた分かりやすいワイドスイッチ

1-2 空間・機能別事項

専用K：玄関

専用K①：玄関の出入り口の段差はできる限り小さくする

テーマ(2) 転倒による事故を防止する 【乳児期～幼児後期】

- 玄関ドア部分のくつずりに引っかかったの転倒を防止するため、玄関外側の高低差は 20mm 以下、くつずりと玄関土間の高低差は 5mm 以下とする。

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

- ・ [9-1 高齢者等配慮対策（専用部分）] の段差に関する評価基準において等級 2 以上

専用K②：上がり框部分に使いやすい手すりを設置する又は設置できる構造とする

テーマ(2) 転倒による事故を防止する 【乳児期～幼児後期】

- 小さな子ども、妊婦や乳児を抱っこ・おんぶしている親等の上がり框の昇降を補助するため、使いやすい位置に、縦手すり等を設置する（写真Ⅱ.11）。
- または、子どもがひとりで立ち歩きできるようになった年齢に手すりを設置したり、子どもの成長に合わせて手すりの位置を変えたりできるよう、手すりが必要な場所の壁には手すり設置用の下地処理を施しておく。



写真Ⅱ.11
上がり框部分に設置された縦手すり

専用K③：センサーライト・足元灯を設置する又は足元灯の設置用コンセントを設ける

テーマ(2) 転倒による事故を防止する 【乳児期～幼児後期】

- 玄関又は玄関ホールの照明は、子どもを抱っこ・おんぶしたり、買い物の荷物を抱えたりして両手がふさがった状態でも明るさを確保して安全に移動できるよう、センサーライトとする。
- また、夜間等の暗がりによる転倒を防止するため、補助照明として足元灯（フットライト）を設置する。または、玄関付近に足元灯を設置できるコンセントを設ける。

専用K④：玄関ドアは防犯性の高いものとする

テーマ(8) 不審者の侵入を防止する 【全般】

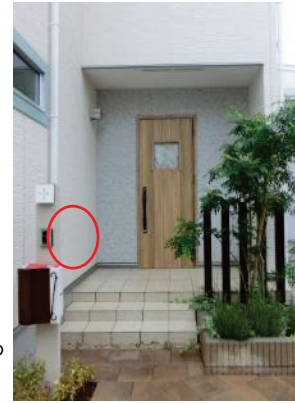
- 不審者の住宅内への侵入を防止するため、玄関ドアは防犯建物部品等の防犯性の高いもの（ピッキング・インプレッション・カム送り解錠・サムターン回し等への対策が講じられたもの）を採用する（写真Ⅱ.12）。
- 防犯建物部品等が設置できない場合は、デッドボルト（かんぬき）が外部から見えない構造やガードプレート等を設置したもの、又は補助錠の設置により二重ロックとする。



写真Ⅱ.12
防犯建物部品等を用いた
玄関ドア

- 併せて、玄関の外部には、住戸内（リビング等）との通話機能を有するインターホンを設置する。その場合、カメラ付きインターホンにすることが望ましい（写真Ⅱ.13）。
- 玄関付近にセンサーライトやセンサーと連動した防犯カメラを設置することも効果的である。

写真Ⅱ.13
敷地境界部分に設けられた
住宅内との通話機能を有する
カメラ付きインターホン



専用K⑤：玄関ドアの避難容易性を確保する

テーマ(13) 災害時の避難経路の安全を確保する 【全般】

- 玄関ドアは、避難がしやすいよう、地震により変形しにくい耐震ドアを採用する。
- 開き戸の場合の取っ手（ドアノブ）は、握力のない子どもでも使いやすいレバーハンドルやプッシュハンドルとする。

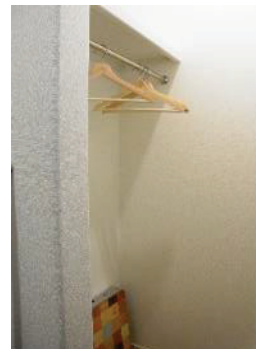
専用K⑥：使いやすい収納スペースを確保する

テーマ(39) 収納スペースの広さと使いやすさを確保する 【全般】

- 玄関には、折りたたみ式ベビーカー、子どもの遊び道具（泥の付いたサッカーボール・野球道具、キックボード等）、ゴルフバッグ、家族の靴やコート類、防災グッズ等の収納を想定した収納スペースを確保する（写真Ⅱ.14、写真Ⅱ.15）。

（左）写真Ⅱ.14 ベビーカー、遊び道具、コート等が
収納可能な玄関脇の収納スペース

（右）写真Ⅱ.15 ウォークイン形式の玄関収納



専用K⑦：玄関ドマの広さを確保する

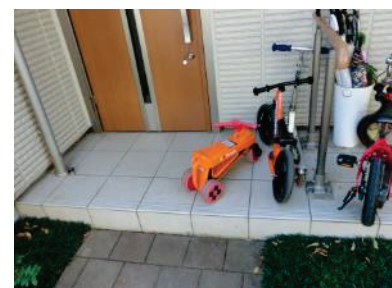
テーマ(44) 住戸内移動や外出移動をしやすくする 【乳児期～幼児後期】

- 玄関内又は玄関付近には、ベビーカーや三輪車を置くことができる広さを確保する（写真Ⅱ.16）。
- 玄関ドマは、子どもをベビーカーに乗せたまま入ることができる広さ（奥行き）の確保や、ベビーカーの安全な乗降、ベビーカーの収納、親子が同時に靴の着脱や出入り等ができる広さを確保する（写真Ⅱ.17）。
- 玄関ドマの広さは次の面積以上を確保することが望ましい。

i) 戸建住宅の場合にあっては、1.5 m²

ii) 共同住宅の場合にあっては、1.3 m²

ただし、戸外の玄関付近に三輪車やベビーカー等を置くこ



写真Ⅱ.16
戸外の玄関前にベビーカーや三輪
車等を置くスペースを確保

とのできる専用のスペースがある場合は、その面積を含めることができるものとする。

写真Ⅱ.17

子どもをベビーカーに乗せたまま入ることができる広さ（奥行き）を確保



専用K⑧：玄関の鍵はシステムキーとする

テーマ(44) 住戸内移動や外出移動をしやすくする 【乳児期～幼児後期】

- 玄関ドアの鍵は、子どもを抱っこ・おんぶしたり、買い物の荷物を抱えたりして両手がふさがった状態でもスムーズに開閉ができるよう、システムキー※とする（写真Ⅱ.18）。

※ システムキー：鍵を持っていれば（鞆等に収納していれば）、ドアのタッチボタン部分にタッチするだけで開閉できるシステム。リモコンキーで操作できるものや、リモコンキーを持っていればドアに近づくだけで開錠できるものなどもある。



写真Ⅱ.18

システムキーとした玄関の鍵

専用K⑨：玄関に手洗い器を設ける

テーマ(18) 感染症を予防する工夫をする 【全般】

- 感染症を予防するため、住宅内の玄関部分に手洗い器（を設ける（写真Ⅱ.19）。
- 手洗い器を設置することが難しい場合は、玄関から（リビングなどを通らずに）洗面所に直接アクセスできる動線を確保するようにする。

写真Ⅱ.19

玄関収納（鏡面）の横に設置した手洗い器



専用L：廊下

専用L①：手すりは転落の防止に効果的な構造とする（2階の開放されている側の場合）

テーマ(3) 転落による事故を防止する 【乳児期～小学生低学年】

- 子どもの転落を防止するために、吹き抜けに面した2階の廊下（開放されている側に限る。）に設置される手すりは、次のような構造のものとする。
 - i) 足がかりがなく、子どもが容易によじ登れない形状とする。
 - ii) 手すりの高さは、子どもがよじ登ることができず、転落防止に十分な高さとする。原則床面から1,100 mm以上とし、足のかかる部分がある場合は足のかかる部分の高さに1,100 mmを加えた高さ以上とする。
 - ii) 手すり子の相互の間隔は、子どもの頭が入らないよう、内法寸法で110 mm以下とする。

- iv) 手すりの最下部と床面（立ち上げがある場合は立ち上げの頂部）との間は、子どもの頭が入らないよう、内法寸法で 90 mm以下とする。

専用L②：安全かつ無理なく移動できる幅を確保する

テーマ(44) 住戸内移動や外出移動をしやすくする 【乳児期～幼児後期】

- 廊下（通路）の幅は、子どもを抱っこ・おんぶしたり、多くの荷物を抱えたりした状態でも安全かつ無理なく移動できるよう、780 mm（柱等の箇所にあっては 750 mm）以上を確保する。

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

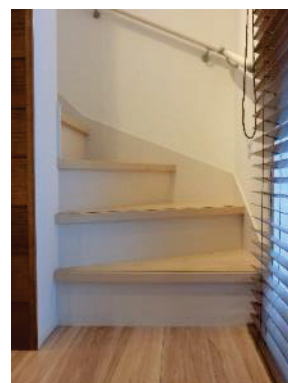
- ・ [9-1 高齢者等配慮対策（専用部分）] の通路及び出入り口の幅員に関する評価基準において等級 3 以上

専用M：階段

専用M①：安全に昇降できる構造とする

テーマ(3) 転落による事故を防止する 【乳児期～小学生低学年】

- 専用部分内に階段が設けられる場合、小さな子ども、妊婦や乳児を抱っこ・おんぶしている親等が安全に昇降できるように勾配を緩くし、踏面の寸法、けあげの寸法も広めにとるように配慮する。
- 踏面及びけあげ等の寸法は次のようなものとする。
- i) 勾配は 22/21 以下とする。
 - ii) けあげの寸法の 2 倍と踏面の寸法の和が 550mm 以上 650mm 以下であり、かつ、踏面の寸法が 195mm 以上とする。
 - iii) 蹴込みは 30mm 以下とする。
- 階段の形状は、万が一の転落時に備え、途中で踊り場のある折れ階段など、下階まで一直線に転げ落ちる心配のない形状のものとする（写真Ⅱ.20）。



写真Ⅱ.20
昇降途中に折れ曲げを設けた
折れ階段

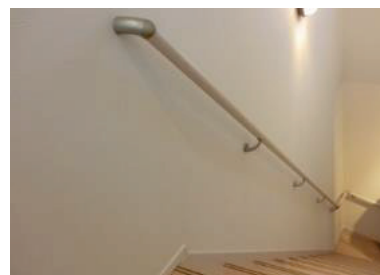
【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

- ・ [9-1 高齢者等配慮対策（専用部分）] の段差に関する評価基準において等級 2 以上

専用M②：子ども等の使いやすい高さに手すりを設置する

テーマ(3) 転落による事故を防止する 【乳児期～小学生低学年】

- 小さな子ども、妊婦や乳児を抱っこ・おんぶしている親等は、階段昇降中の体のバランスを崩しやすいため、階段の上り下りの動作をサポートするための手すりを設置する。
- 階段の安全な昇降のために設置される手すりは、次のような点に配慮して設置するものとする。
- i) 手すりの高さは、踏面の先端からの高さが 700mm から 900mm の位置とする（写真Ⅱ.21）。



写真Ⅱ.21
階段に設置された子どもにも使いやすい
高さの手すり

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

・ [9-1 高齢者等配慮対策（専用部分）] の階段に関する評価基準において等級 3 以上

- ii) 大人用と子ども用の 2 段手すりを設置する場合は、踏面の先端からの高さが上段は 850 mm 程度、下段は 650 mm 程度の位置とする。

専用M③：踏面に滑り防止の部材を設置する

テーマ(3) 転落による事故を防止する 【乳児期～小学生低学年】

- 階段を安全に昇降できるよう、踏面に滑り防止のための部材を設ける。当該部材は踏面と同一面となるように配慮する。

専用M④：手すりは転落の防止に効果的な構造とする（開放されている側の場合）

テーマ(3) 転落による事故を防止する 【乳児期～小学生低学年】

- 転落を防止するために階段（開放されている側に限る。）に設置される手すりは、次のような構造のものとする。
- i) 手すりの形状は、足がかりがなく、子どもが容易によじ登れない形状とする。
- ii) 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「腰壁等」という。）が生じる場合は、次の高さに達する手すりを設ける。
- ア) 腰壁等の高さが 650mm 以上 800mm 未満の場合は、階段の踏面の先端から 800mm 以上の高さに達するように設ける。
- イ) 腰壁等の高さが 650mm 未満の場合は、腰壁等から 800mm 以上の高さに達するよう設ける。
- iii) 手すり子の相互の間隔は、子どもの頭が入らないよう、内法寸法で 110mm 以下とする。
- iv) 手すりの最下部と床面（立ち上げがある場合は立ち上げの頂部）との間は、子どもの頭が入らないよう、内法寸法で 90 mm 以下とする。

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

・ [9-1 高齢者等配慮対策（専用部分）] の階段に関する評価基準において等級 2 以上

専用M⑤：段差を認識しやすい照明を設置する

テーマ(3) 転落による事故を防止する 【乳児期～小学生低学年】

- 階段を安全に昇降できるよう、足元がはっきり認識できる明るさ、角度、位置での照明を設置する。
- 補助照明として足元灯を設置することも効果的である（写真Ⅱ.22）。足元灯の設置は、安全面に加え、幼児期後期から小学生低学年くらいの子どもの、夜間にひとりでトイレに行けるための工夫にもなる。



写真Ⅱ.22
階段の段差位置を確認できる場所に
設置された足元灯

専用M⑥：階段への進入を防ぐチャイルドフェンスを設置できる構造とする

テーマ(5) 危険な場所への進入や閉じ込みを防止する 【乳児期～幼児後期】

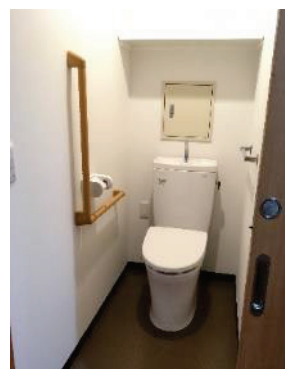
- 小さな子どもの階段への進入による転落事故等を防ぐため、階段の昇降の入口部分にチャイルドフェンスを備え付ける。
- または、チャイルドフェンスの取り付けや、子どもの成長に応じて取り外しができるよう、両側の壁等に下地処理を施しておく。

専用N：トイレ

専用N①：立ち座りや姿勢保持をサポートする手すりを設置する又は設置できる構造とする

テーマ(2) 転倒による事故を防止する 【幼児前期～幼児後期】

- 小さな子どもや妊婦等が使いやすい位置に便器への立ち座りや姿勢保持をサポートするための手すりを設置する（写真Ⅱ.23）。
- または、トイレトレーニングをする時期にサポート用の手すりを設置したり、子どもや家族の成長に合わせて手すりの位置を変えたりできるよう、手すりの必要な場所の壁には手すり設置用の下地処理を施しておく。



写真Ⅱ.23

トイレの手すりは、立ち座りや子どものトイレトレーニングをサポートしやすい位置に設ける

専用N②：ドアの錠は閉じ込み時に外側から解錠できるものとする

テーマ(5) 危険な場所への進入や閉じ込みを防止する

【乳児期～幼児後期】

- 小さな子どもがトイレに勝手にひとりで入って鍵をかけてしまう閉じ込みを防止するため、ドアの表示錠は非常時に外側から解錠できるものとする（写真Ⅱ.24）。



写真Ⅱ.24

非常時に外側から開錠できるトイレ錠

専用N③：トイレトレーニングがしやすい広さを確保する

テーマ(23) トイレの広さを確保する 【幼児前期】

- 親子で入って、トイレトレーニングがしやすい広さとして、次のいずれかの寸法を確保する。
 - i) 長辺は内法寸法で 1,300mm 以上を確保する。
 - ii) 便器の前方又は側方について、便器と壁の距離（ドアの開放により確保できる部分の長さを含む）は 500mm 以上を確保する。

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

・ [9-1 高齢者等配慮対策（専用部分）] の便所に関する評価基準において等級 3 以上

専用N④：床や壁は汚れにくく清掃しやすい仕上げとする

テーマ(42) 掃除がしやすい仕上げや設備の工夫をする 【全般】

- トイレの床や壁の仕上げには、汚れにくく、汚れを拭きとりやすい材料を使用する。

専用O：浴室及び洗面・脱衣室

専用O①：浴室の出入り口の段差はできる限り小さくする

テーマ(2) 転倒による事故を防止する 【乳児期～幼児後期】

- 浴室の出入り口部分は、小さな子どもや妊婦等の転倒を防止するため、段差がない構造とすることが望ましい。
- 段差が生じる場合、その程度は次のいずれかとする。
 - i) 浴室内外の高低差が 20mm 以下の単純段差とする(写真Ⅱ.25)。
 - ii) またぎ段差の場合は、浴室の内外の高低差は 120mm 以下とし、かつ、浴室内の床からのまたぎの高低差は 180mm 以下とする。
- また、浴室の出入り口部分には、子どもや妊婦が使いやすい位置に手すりを設置する。



写真Ⅱ.25
浴室出入り口の段差はできる限り小さくする

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

・[9-1 高齢者等配慮対策(専用部分)]の段差に関する評価基準において等級2以上

- なお、子どもがひとりで立ち歩きできるようになった年齢に手すりを設置したり、子どもの成長に合わせて手すりの位置を変えたりできるよう、設置の必要な場所の壁には下地処理を施しておくことが望ましい。

専用O②：浴室及び洗面・脱衣室の床面は滑りにくい仕上げとする

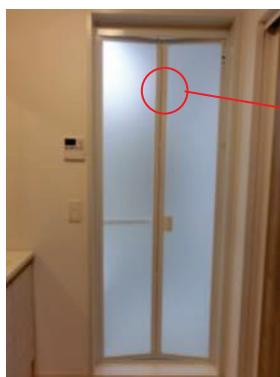
テーマ(2) 転倒による事故を防止する 【乳児期～幼児後期】

- 浴室及び洗面・脱衣室の床の床面は、水や石けん水に濡れても滑りにくい仕上げ(すべり抵抗値の高い材料の使用等)とする。
- 浴室の床面は、加えて、水に濡れても乾きやすい材料を用いる。

専用O③：浴室及び洗面・脱衣室のドアの錠は外側から施錠・解錠できるものとする

テーマ(5) 危険な場所への進入や閉じ込みを防止する 【乳児期～幼児前期】

- 浴室を使用していない時に子どもがひとりで入り誤って浴槽に落ちる事故を防ぐため、浴室のドアには、子ども(幼児等)の手が届きにくい高さに、脱衣室側から施錠や閉じ込み時の解錠ができる錠を設置する(写真Ⅱ.26、写真Ⅱ.27)。
- 洗面・脱衣室にドアを設置する場合は、その錠も外側から施錠・解錠できるものとする。



チャイルドロック(子どもの手が届きにくい位置に設けられた外側から施錠・解錠できる錠)付きの浴室ドア

(左) 写真Ⅱ.26 設置の高さ (右) 写真Ⅱ.27 錠の拡大

専用〇④：給湯用カランは火傷を防止する構造のものとする

テーマ(6) 感電や火傷を防止する 【乳児期～幼児後期】

- 給湯用のカランがむき出しで露出していると、カランに触れて火傷をするリスクがあるため、壁に埋め込み式のカランとする、又は火傷防止用のカバーを取り付けたものとする。
- また、浴室や洗面所の給湯設備の水栓金具はサーモスタット式とするなど、水圧変化や温度変化による火傷を防止できるものとする（写真Ⅱ.28）。



写真Ⅱ.28
サーモスタッド付の給湯用カラン

専用〇⑤：浴室は親子で入浴できる広さとする

テーマ(21) 浴室や洗面・脱衣室の広さと使いやすさを確保する 【乳児期～小学生低学年】

- 浴室は親子でいっしょに入浴し、ゆったりできる広さとして、次の広さを確保する（写真Ⅱ.29）。
 - i) 短辺の内法寸法が、戸建住宅にあっては 1,300mm 以上、共同住宅にあっては 1,200mm 以上を確保する。かつ、
 - ii) 面積が内法寸法で、戸建住宅にあっては 2.0 m²以上、共同住宅にあっては 1.8 m²以上を確保する。



写真Ⅱ.29
親子で一緒に使える広さ
のある浴室



写真Ⅱ.30
親子で一緒に使える広さ
のある脱衣室

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

- ・ [9-1 高齢者等配慮対策（専用部分）] の浴室に関する評価基準において等級 3 以上

- なお、広さは、短辺の内法寸法は 1.4m 以上かつ面積は内法寸法で 2.5 m²以上であることがより望ましい。

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

- ・ [[9-1 高齢者等配慮対策（専用部分）] の浴室に関する評価基準において等級 4 以上

専用〇⑥：洗面・脱衣室は親子で使える広さとする

テーマ(21) 浴室や洗面・脱衣室の広さと使いやすさを確保する 【乳児期～小学生低学年】

- 洗面・脱衣室は親子でいっしょに使える広さ（子どもの体を拭いたり、服を着せたりできる広さ）や、暖房機を無理なく（安全に）設置できる広さを確保する（写真Ⅱ.30）。

専用〇⑦：浴室コールを設置する

テーマ(21) 浴室や洗面・脱衣室の広さと使いやすさを確保する 【乳児期】

- お風呂から上がるときに子ども（乳児）を受け取ってもらえるよう、浴室からリビング等に連絡できる浴室コールを設置する。

専用〇⑧：浴室の水栓はレバーハンドル式水栓とする

テーマ(24) 子どもの自主性を育てる収納や設備の工夫をする 【幼児後期～小学生高学年】

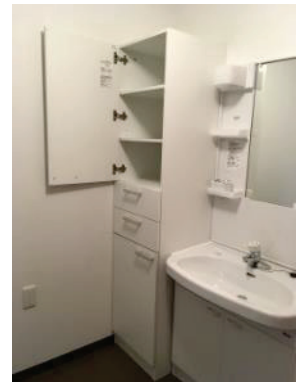
- 浴室の水栓は、子どもが使いやすいレバーハンドル式の水栓を採用する。

専用〇⑨：洗面・脱衣室に使いやすい収納スペースを設ける

テーマ(39) 収納スペースの広さと使いやすさを確保する 【全般】

- 洗面・脱衣室に、バスタオル・タオルや、子どもの下着等の収納スペースを確保する（写真Ⅱ.31）。

写真Ⅱ.31
洗面所に設置された収納



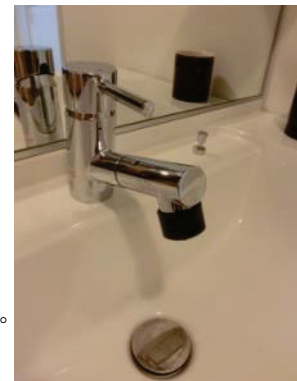
専用〇⑩：洗面台の水栓は子どもが安全に使いやすいものとする

テーマ(6) 感電や火傷を防止する 【乳児期～幼児後期】

テーマ(24) 子どもの自主性を育てる収納や設備の工夫をする 【幼児後期～小学生高学年】

- 洗面台の水栓は、浴室と同様、子どもが安全に使いやすいよう、サーモスタット式水洗やレバーハンド式水栓とする（写真Ⅱ.32）。

写真Ⅱ.32
洗面台のレバーハンドル式水栓。
伸縮式シャワー水栓でもある



専用〇⑪：洗面台の水栓は伸縮式シャワー水栓とする

テーマ(42) 掃除がしやすい仕上げや設備の工夫をする 【全般】

- また、洗面台の水栓は、隅々まで掃除がしやすい伸縮式シャワー水栓とすることが望ましい（写真Ⅱ.32）。

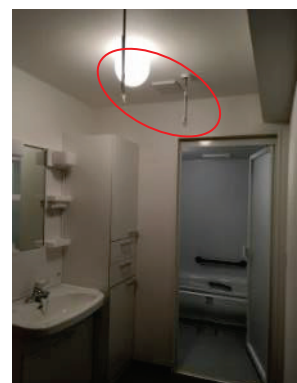
専用〇⑫：浴室や洗面・脱衣室に洗濯物を干せるようにする

テーマ(43) 雨の日や花粉の多い日でも洗濯物を干せる工夫をする 【全般】

- 浴室に換気暖房乾燥機を備え付ける（写真Ⅱ.33）。
- また、浴室や洗面・脱衣室には洗濯物を干せるスペースを確保するとともに、吊り下げ式物干し等の設備を設ける（写真Ⅱ.33、写真Ⅱ.34）。



写真Ⅱ.33
浴室の換気暖房乾燥機と
吊り下げ式物干し



写真Ⅱ.34
洗面・脱衣室に設置された
吊り下げ式物干しと洗濯物
干しスペースの確保

専用P：キッチン

専用P①：キッチンにチャイルドフェンスを設置できる構造とする

テーマ(5) 危険な場所への進入や閉じ込みを防止する 【乳児期～幼児後期】

- 調理中のキッチンに小さな子どもが進入し火傷をすることなどを防ぐため、台所の入口にチャイルドフェンスを備え付ける。
- または、チャイルドフェンスの取り付けや、子どもの成長に応じて取り外しができるように、両側は壁やカウンター等とし、下地処理等を施しておく（写真Ⅱ.35）。



写真Ⅱ.35
チャイルドフェンスの設置可能なキッチン
入り口（両側は木製の壁、カウンター）

専用P②：調理器は火傷を防ぐ安全機能付きのものとする（備え付けの場合）

テーマ(6) 感電や火傷を防止する 【乳児期～幼児後期】

- 電磁調理器やガス調理器を備え付けとする場合は、チャイルドロックや立ち消え防止等の安全機能が付いたものを採用する。

専用P③：キッチンからリビングへの見通しを確保する

テーマ(7) 子どもの様子を把握しやすい間取りとする

【乳児期～幼児後期】

- キッチン調理をしながら子どもの様子を観察・把握しやすい対面形式のオープンキッチンとする（写真Ⅱ.36）。
- キッチンから隣接するリビングを見渡すことができる（リビングで遊んでいる子どもの様子を確認しやすい）よう、居室の配置、間仕切りの構造に配慮する。



写真Ⅱ.36
キッチンからリビングの見通しを確保
したオープンキッチン

専用P④：食器棚や吊り戸棚に耐震ラッチを取り付ける

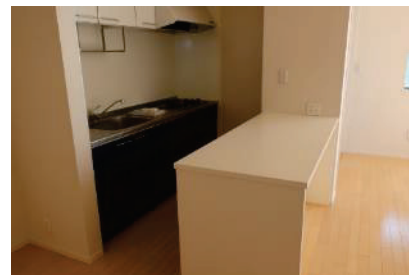
テーマ(13) 災害時の避難経路の安全を確保する 【全般】

- 地震の発生時等の避難経路の安全を確保するため、食器棚や吊り戸棚等には、開き扉や引出しが開くのを防ぐための耐震ラッチを取り付ける。

専用P⑤：子どもが手伝いをしやすい広さと使いやすさを確保する

テーマ(19) キッチンの広さと使いやすさを確保する 【幼児後期～中学生】

- キッチン子どもが手伝いをしやすい（手伝いをさせやすい）広さを確保する。
- また、使いやすさの観点から、次のような工夫をすることが望ましい。
 - i) パソコンを置いての調理のレシピ検索や家計簿付け、調理をしている横で子どもがお絵かきや勉強などができる多目的のカウンターの設置（写真Ⅱ.37）



写真Ⅱ.37
キッチン横にリビング側からも利用できる
多目的のカウンターを設置

ii) 子どもと一緒に調理ができる作業台の設置

専用P⑥：水栓は子どもが使いやすいレバーハンドル式水栓とする

テーマ(24) 子どもの自主性を育てる収納や設備の工夫をする 【幼児後期～小学生高学年】

- キッチンの水栓は、子どもでも利用しやすいレバーハンドル式の水栓とする（写真Ⅱ.38）。

写真Ⅱ.38
レバーハンドル式の
シャワー水栓

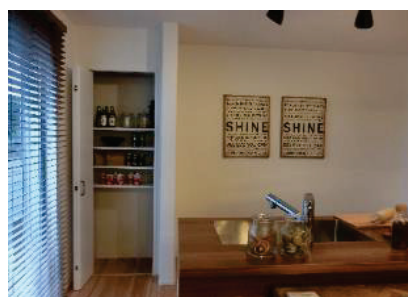


専用P⑦：パントリーを設置する

テーマ(39) 収納スペースの広さと使いやすさを確保する 【全般】

- キッチンに、食料品の買い置きや、災害時の飲み水や非常食等の備蓄に対応できるパントリー（食品庫）を設置する（写真Ⅱ.39）。

写真Ⅱ.39
キッチン脇に設置された
パントリー



専用P⑧：水栓は清掃しやすい伸縮式シャワー水栓とする

テーマ(42) 掃除がしやすい仕上げや設備の工夫をする 【全般】

- キッチンの水栓は、子どもの使いやすさに加え、シンクの隅々まで掃除しやすい伸縮式シャワー水栓とする。

専用P⑨：床・壁は汚れにくく清掃しやすい仕上げとする

テーマ(42) 掃除がしやすい仕上げや設備の工夫をする 【全般】

- キッチンの床や壁の仕上げは、汚れが付きにくく、また汚れを拭きとりやすい素材を使用する。

専用Q：リビング

専用Q①：玄関の外側との通話機能を有したカメラ付きインターホンを設ける

テーマ(8) 不審者の侵入を防止する 【全般】

- 不審者の住宅内への侵入を防止するため、リビングなど子どもの日中の居場所に、玄関の外側との通話機能を有したインターホンを設置する。
- 相手の顔や様子を確認できるよう、インターホンはカメラ付きにすることが望ましい（写真Ⅱ.40）。

写真Ⅱ.40
カメラ・通話機能を有する
インターホン



専用Q②：窓ガラスは割れにくい安全なガラスとする

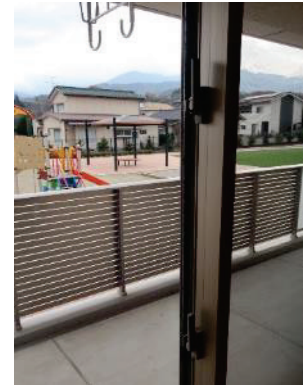
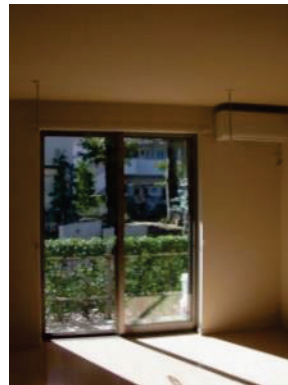
テーマ(13) 災害時の避難経路の安全を確保する 【全般】

- リビングなど子どもがよく使う部屋の窓などは、割れにくい複層ガラス（合わせガラス・強化ガラス等を室内側に使ったもの）や、万一割れてもガラス片が飛散しにくい合わせガラス等とする。

専用Q③：窓は日当たり又は採光が良い位置に設ける

テーマ(17) 日当たり・採光や風通しを確保する 【全般】

- 子どもが長く過ごすリビングは、日照又は採光が十分に行き届く場所に配置する。
- 特に、南向きの窓があることが望ましい（写真Ⅱ.41、写真Ⅱ.42）。



（左）写真Ⅱ.41 （右）写真Ⅱ.42

日当たりがよく、外部の様子や子どもの遊び場が把握しやすいリビングの窓

専用Q④：窓は風通しが良く、子どもが外部空間を認識しやすい位置に設ける

テーマ(17) 日当たり・採光や風通しを確保する 【全般】

- リビングは風通しが良くなるよう窓を配置する。また、通風を確保するため、網戸を設置する。
- リビングの窓は子どもの目線の高さに配慮し、子どもが身のまわりの外部空間（外の景色）を認識しやすい位置に設ける。

専用Q⑤：リビングを中心とした間取りとする

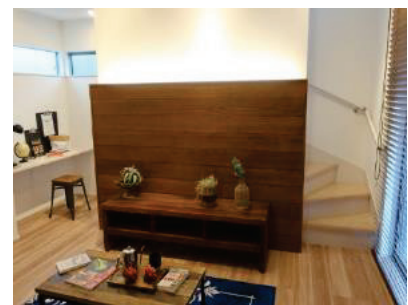
テーマ(20) リビングの広さと使いやすさを確保する 【全般】

- リビングは家族の日常生活の中心となる場所であるため、日常の生活動線の中心となるよう、間取り上の工夫をする（写真Ⅱ.43）。
- 子どもの日中の居場所となるリビングに隣接して台所や洗濯スペース等を配置するなど、リビングにいる子どもから家事をしている親を確認したりできるよう、見通しを確保する（写真Ⅱ.43）。
- 子どもが大きくなっても帰宅や外出の気配を（親が）認識できるよう、階段はリビングアクセス階段とすることが望ましい（写真Ⅱ.44）。



写真Ⅱ.43

リビングからキッチンを見通せる間取り



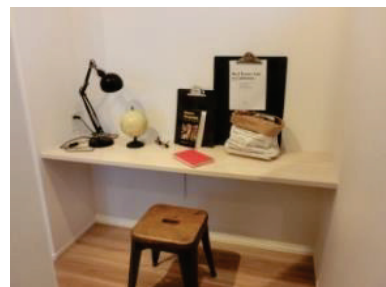
写真Ⅱ.44

リビングからアクセスする階段
（リビングを通らないと2階の子ども部屋に行けない）

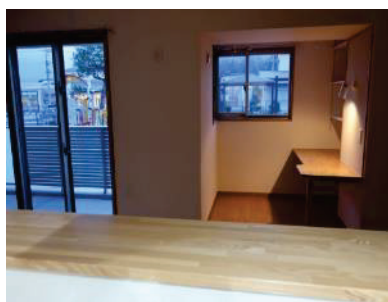
専用Q⑥：家族でくつろぎ、子どもが遊び・勉強ができる広さと使いやすさを確保する

テーマ(20) リビングの広さと使いやすさを確保する 【全般】

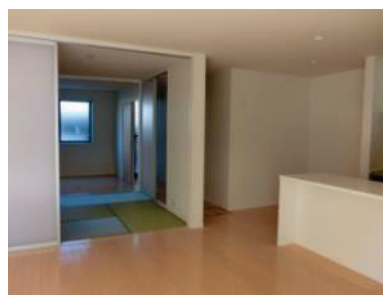
- リビングは、家族でくつろいだりできるほか、乳児のベビーベッドを置いたり、乳児がほふく（ハイハイ）したりできる広さを確保する。
- また、子どもが幼児期、小学生になっても、遊んだり、勉強したりできる広さを確保する。
- リビングの広さは 12 m²以上、ダイニングと一体となったリビング・ダイニングでは 15 m²以上を確保することが望ましい。
- また、子どもが学習したり、パソコン作業等をしたりできるカウンターコーナーを設けるなど、利用しやすさにも配慮する（写真Ⅱ.45）。カウンターは、子どもの学習している様子などをキッチン等から把握できる位置に設けることが望ましい（写真Ⅱ.46）。



写真Ⅱ.45
リビングの一角に設置されているカウンターコーナー



写真Ⅱ.46
リビングの一角の対面式キッチン前に設置されたカウンター



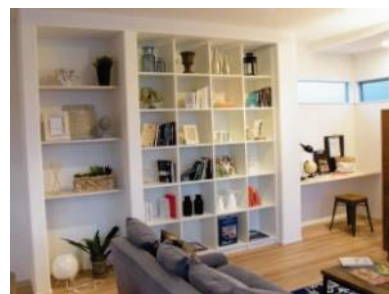
写真Ⅱ.47
リビングに隣接して設けられた和室

- 加えて、リビングに接続して、子どもが自由に遊んだり、子どもを昼寝させたりできるなど（また、乳児の頃には夜の就寝場所にもなるなど）、リビングと一体的に利用できる和室を設けることが望ましい（写真Ⅱ.47）。なお、畳は樹脂畳を採用するなど、アレルギーの発症の防止（ダニ・カビの発生のしにくさ）に配慮する。

専用Q⑦：使いやすい収納スペースを設ける

テーマ(39) 収納スペースの広さと使いやすさを確保する 【全般】

- リビングに、子どもの絵本やおもちゃ、保育園・幼稚園への持ち物・着替え等を一か所にまとめて収納できるスペースを確保する（写真Ⅱ.48）。



写真Ⅱ.48 リビングの壁面を利用した飾り棚兼収納

専用Q⑧：床や壁は汚れにくく清掃しやすい仕上げとする

テーマ(42) 掃除がしやすい仕上げや設備の工夫をする 【全般】

- リビングの床・壁の仕上げは、汚れにくく、汚れを拭きとりやすい素材を使用する。

- 床は据え付けのカーペットでないことが望ましい。
- また、子ども自由にお絵かきができるよう、壁材の一部を黒板クロス（チョークで自由に書き消しができる黒板のような壁紙）とすることも考えられる。

専用R：寝室

専用R①：親子が一緒に就寝できる広さを確保する

テーマ(22) 寝室の広さと使いやすさを確保する 【乳児期～幼児後期】

- 寝室（就寝スペース）は、親子がいっしょに川の字で寝たり、一角にベビーベッドを置いたりできる広さを確保する。
- 寝室は9㎡以上を確保することが望ましい。

専用R②：寝室から台所・便所等への効率的な動線を確保する

テーマ(22) 寝室の広さと使いやすさを確保する 【乳児期～幼児後期】

- 夜間でも授乳やオムツの取り替えなどをしやすいよう、寝室から台所、便所等、頻繁に使用する空間への動線に配慮する。

専用R③：夫婦でくつろぐことができるスペースを確保する

テーマ(50) 親がくつろぐことのできるスペースを確保する 【全般】

- 寝室に、夫婦でゆっくりとくつろぐためのスペース（テーブルやイス等を置くスペース）があることや、（戸建住宅で、寝室とキッチンが別の階にある場合は）寝室付近にミニキッチンがあることが望ましい。

専用S：子ども部屋

専用S①：子ども部屋を確保できる住宅の広さを確保する

テーマ(26) 子どもの成長に合わせて個室を確保する 【小学生高学年～中学生】

- 子どもの成長にあわせて、子ども部屋（個室）を設けることができる住宅の広さを確保する。「住生活基本計画（全国計画）」（令和3年3月19日閣議決定）に基づく誘導居住面積水準を参考としつつ、地域の住宅事情等を踏まえて適切な広さを確保する。
- なお、子ども部屋を設ける際には、リビングにある階段から子ども部屋に上がるようにするなど、子どもの気配が感じ取れる間取りとすることが望ましい（関連参照：「専用Q：リビング」・「専用Q⑤：リビングを中心とした間取りとする」）。

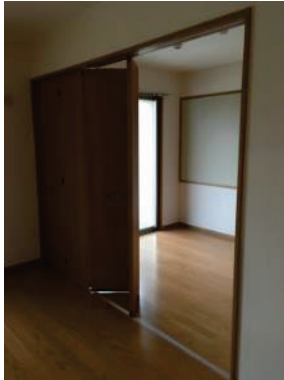
専用S②：子どもの成長に合わせて間取りを容易に変えられる工夫をする

テーマ(26) 子どもの成長に合わせて個室を確保する 【小学生高学年～中学生】

- 確保できる住宅の広さに限りがある場合は、子どもの成長に応じて間取りの変更を容易にできるよう、次のような工夫をする。
 - i) 可動式の間仕切り壁や間仕切り家具（写真Ⅱ.49、写真

- Ⅱ.50)、スライドドア（写真Ⅱ.51）等を採用する。
- ii）大部屋を分割できるよう、電気スイッチやコンセントの配置に配慮するとともに、分割後の部屋を想定したドアの数を設けておく（写真Ⅱ.52）。

写真Ⅱ.49 可動式家具による間仕切り



写真Ⅱ.51
部屋を分割するスライドドア



写真Ⅱ.52
主寝室（手前）と一体的に設けられた子ども部屋（奥）。
将来の部屋の分割に備えて、ドアや電気スイッチ・コンセントを配置



写真Ⅱ.50
ドライバー一本で簡単に動かせる可動間仕切り（写真Ⅱ.49）の説明書

専用S③：窓ガラスは割れにくい安全なガラスとする

テーマ(13) 災害時の避難経路の安全を確保する 【全般】

- 子ども部屋の窓は、割れにくい複層ガラス（合わせガラス・強化ガラス等を室内側に使ったもの）や、万一割れてもガラス片が飛散しにくい合わせガラス等とする。

専用S④：窓は日当たり又は採光が良い位置に設ける

テーマ(17) 日当たり・採光や風通しを確保する 【全般】

- 子ども部屋は、日照又は採光が十分に行き届く場所に配置する。
- 特に、朝陽が感じられる向きの窓があることが望ましい。

専用S⑤：子どもが自分で整理整頓できる専用の収納スペースを設ける

テーマ(24) 子どもの自主性を育てる収納や設備の工夫をする 【幼児後期～小学生高学年】

- 子どもの成長に応じて、おもちゃや衣類等の身のまわり品を自分で片付けをすることができるよう（整理整頓をすることのトレーニングをできるよう）、子ども専用の収納スペースを設ける。
- 子どもにも使いやすいものとし、収納スペースのハンガーポールや棚は、子どもの成長にあわせて位置や高さを調整できるようにする。

専用T：趣味スペース

専用T：親が自分の時間を楽しむことのできるスペースを確保する

テーマ(50) 親がくつろぐことのできるスペースを確保する 【全般】

- 子どもを寝かした後などに親が自分の時間を自由に過ごすことができるよう、趣味室や親それぞれが自分の時間が持てるスペースを設ける。

専用U：ゲストルーム

専用U：祖父母・友人等が宿泊できる部屋を確保する

テーマ(29) 祖父母等と交流しやすい環境にある 【乳児期～小学生低学年】

- 子どもが祖父母や友人家族等と交流できるよう、泊まりで遊びに来たときに宿泊できる部屋（スペース）を設ける。

専用V：バルコニー

専用V①：バルコニーの出入り口の段差はできる限り小さくする

テーマ(2) 転倒による事故を防止する 【乳児期～幼児後期】

- バルコニーの出入り口部分は、小さな子どもや妊婦等の転倒を防止するため、段差がない構造とすることが望ましい。
- 段差が生じる場合は、その程度は次のいずれかとする。
 - i) 180mm 以下の単純段差とする（奥行き 300mm 以上の式台をバルコニーに設ける場合のバルコニーと式台との段差及び式台と室内の段差を含む。）。
 - ii) 250mm 以下の単純段差とし、かつ、手すりを設置できるようにする。
 - iii) 屋内側、屋外側とも 180mm 以下のまたぎ段差（奥行き 300mm 以上の式台をバルコニーに設ける場合のバルコニーと式台との段差及び式台と室内の段差を含む。）とし、かつ、手すりを設置できるようにする。

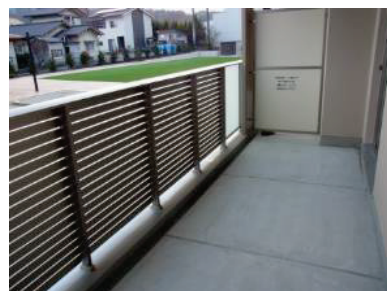
【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

- ・ [9-1 高齢者等配慮対策（専用部分）] の段差に関する評価基準において等級 2 以上

専用V②：手すりは転落の防止に効果的な構造とする

テーマ(3) 転落による事故を防止する 【乳児期～小学生低学年】

- バルコニーに子どもの転落を防止するために設置される手すりは、次のような構造のものとする（写真Ⅱ.53）。
 - i) 手すりの形状は、子どもが容易によじ登れないよう、足がかりがない形状とする。
 - ii) 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「腰壁等」という。）が生じる場合は、次の高さに達する手すりを設ける。
 - ア) 腰壁等の頂部と床面又は式台との距離のいずれか小さい方（以下「床面等との距離」という。）が 650mm 以上 1,100mm 未満の場合は、床面等との距離が 1,100mm 以上となるように設ける。
 - イ) 腰壁等の頂部と床面等との距離が 300mm 以上 650mm 未満の場合は、腰壁等から 800mm 以上の高さに達するように設ける。
 - ウ) 腰壁等の頂部と床面等との距離が 300mm 未満の場合



写真Ⅱ.53
バルコニーの転落防止に配慮された手すり

は、床面等との距離が 1,100mm 以上となるように設ける。

iii) 手すり子の相互の間隔は、床面及び腰壁（腰壁の高さが 650mm 未満の場合に限る。）からの高さが 800mm 以内の部分に存するものについては、子どもの頭が入らないよう、内法寸法で 110 mm以下とする。

iv) 手すりの最下部とバルコニー床面（立ち上げがある場合は立ち上げの頂部）との間は、子どもの頭が入らないよう、内法寸法で 90 mm以下とする。

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

・ [9-1 高齢者等配慮対策（専用部分）] の段差に関する評価基準において等級 5 以上

- また、子ども（幼児等）のよじ登りを防ぐために、手すりの上部を内側に折れ曲がって傾斜した構造とすることや、手すり上部の笠木を子どもの手のひらよりも大きい径の円筒形とすることなどが効果的と考えられる。

専用V③：安全な位置に室外機置場等の設置スペースを確保する

テーマ(3) 転落による事故を防止する 【幼児前期～小学生低学年】

- 室外機や資源用ゴミ箱等が、子ども（幼児等）がバルコニーの手すりをよじ登る足がかりにならないよう、次のいずれかの転落防止策を講じる。

i) バルコニーの手すりから 600 mm以上の距離を確保した位置（住宅の壁・窓側の位置）に、指定の設置場所を確保する（写真Ⅱ.54）。

ii) バルコニーの手すりから適切な離隔距離による設置場所を確保できない場合は、室外機等を高さ 900mm 以上の柵で囲う。



写真Ⅱ.54
手すりからの離隔距離を確保した
室外機置場

専用V④：縦樋近くのバルコニーには面格子等を設置する

テーマ(8) 不審者の侵入を防止する 【全般】

- 不審者の住宅内への侵入を防止するため、縦樋近くのバルコニーは、手摺りを高くする、又は腰壁の上に面格子やパネルスクリーン等を設置する。
- また、バルコニーの手すりなどに警報器付きセンサーやセンサーライトなどを設置する方法も有効である。

専用V⑤：水遊びや家庭菜園等ができるバルコニーとする（共同住宅の場合）

テーマ(25) 土や水に触れられる環境を確保する 【乳児期～小学生高学年】

- 共同住宅のバルコニーは、洗濯物を干す場所以外に、子どもの水遊びやプランター等を置いて家庭菜園等ができる広さや奥行きを確保する。
- 共同住宅のバルコニーにはスロップシンクを設置する。
- スロップシンクは、子どもがよじ登って手すり外に転落しないように、手すりから安全な距離を確保して設置する（おおむね 600mm 程度を確保する）。または、スロップシンクを設置する部分

の開放側は（手すりではなく）上階のバルコニーの床スラブまで達する袖壁とするなど、転落防止策を講じる。

専用W：サンルーム

専用W：サンルームを設置する

テーマ(43) 雨の日や花粉の多い日でも洗濯物を干せる工夫をする 【全般】

- 雨の日や埃・花粉等が気になる季節でも、太陽の当たる場所に洗濯物が干せるよう、サンルームを設ける。

専用X：テレワークスペース

専用X：テレワークスペースを設置する

テーマ(53) テレワークに対応した環境を整備する 【全般】

- リビングや寝室の一角などにテレワークスペースを設ける。
- テレワークスペースの設置場所については、家族の生活動線にも影響することになるので、生活のイメージをしながら計画することが重要となる。
- テレワークスペースは間仕切りによる個室とし、オンライン会議時の適切な音環境を確保するために、吸音素材の床材や壁材を用いることが望ましい。

【空間・要素2】 敷地内（戸建住宅）

2-1 全般事項

戸建敷地A：敷地内（全般）

戸建敷地A：敷地内への不審者の侵入を防止する対策を講じる

テーマ(8) 不審者の侵入を防止する 【全般】

- 不審者の敷地内への侵入を防止するため、次のような防犯対策を講じる。
 - i) 玄関の外には、玄関灯を設置し、防犯上有効な明るさ（照度）を確保する。玄関及び勝手口の照明設備は、周辺床面 2メートル先において、3ルクス以上の平均水平面照度を確保することが望ましい。
 - ii) 敷地内は、死角が生じないプランニングとし、監視の目が行き届くようにする。
 - iii) 監視の目を補完するため、防犯カメラやセンサーライトを設置する。
 - iv) 敷地周囲に塀を設ける場合は、外部からも敷地内での人の行動を見通せる高さや構造（縦格子や透視可能なフェンス、生け垣等）のものとする。また、塀は住宅の窓やバルコニー等への侵入の足場とならない構造のものとする。

2-2 空間・機能別事項

戸建敷地B：玄関アプローチ

戸建敷地B①：床面は滑りにくい仕上げとする

テーマ(2) 転倒による事故を防止する 【乳児期～幼児後期】

- 小さな子どもや妊婦等の転倒による事故を防止するため、玄関から道路に至るアプローチ部分の床面は、歩きやすく透水性に優れた舗装とし、表面は雨に濡れても滑りにくい仕上げ（粗面とする、又はすべり抵抗値の高い材料を使用する等）とする。
- スロープ部分の床面の仕上げは、特に防滑性に配慮する。

戸建敷地B②：ベビーカーで利用しやすい屋外通路等の動線空間とする

テーマ(44) 住戸内移動や外出移動をしやすくする 【乳児期～幼児後期】

- ベビーカーや子どもを連れての外出移動が安全で快適にできるよう、玄関アプローチ部分は段差のない構造とする。
- やむを得ず段差が生じる場合は、次のような構造のスロープを設置（併設）する。
 - i) 勾配が 1/12 以下（高低差が 80mm 以下の場合にあつては 1/8 以下）とする。
 - ii) スロープの前後には、ベビーカーを安全に停止できる平坦な部分を確保する。

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

・ [9-2 高齢者等配慮対策（共用部分）] の共用廊下に関する評価基準において等級 2 以上

戸建敷地C：庭

戸建敷地C：土いじりや水遊び等ができる庭を確保する

テーマ(25) 土や水に触れられる環境を確保する 【乳児期～小学生高学年】

- 土いじりや水遊び等ができる庭を設ける。
- 庭には手洗いできる水栓を設ける（写真Ⅱ.55）。



写真Ⅱ.55
屋外に設置された手洗い水栓

戸建敷地D：カーポート

戸建敷地D①：雨の日でも車に乗降しやすい工夫をする

テーマ(45) 子どもを連れて車で外出しやすいようにする 【乳児期～幼児後期】

- カーポートは、雨の日でも濡れずに（傘をささずに）車に乗り降りできるよう、屋根を設ける。

戸建敷地D②：子どもをベビーカーから車に乗降させやすい広さの駐車区画とする

テーマ(45) 子どもを連れて車で外出しやすいようにする 【乳児期～幼児後期】

- カーポートには自動車のドアが十分に開けられ、また、子どもをベビーカーから車に乗せられる（又は車からベビーカーに降ろせる）スペースを確保する。

戸建敷地E：宅配ボックス

専用E：玄関又は門扉付近に宅配ボックスを設置する

テーマ(47) 外出時等に荷物の受け取りができる設備を設ける 【全般】

- 玄関又は門扉付近に宅配ボックスを設置する。
- 設置にあたっては、できる限り雨がかからない場所に設置し、雨がかかり部に設置せざるをえない場合は防水タイプとする。また、屋外の設置となるため、防塵タイプとする。

【空間・要素3】 共用部分・敷地内（共同住宅）

3-1 共用部分の空間・機能別事項

共用A：エントランス・エントランスホール

共用A①：エントランスアプローチの床面は滑りにくい仕上げとする

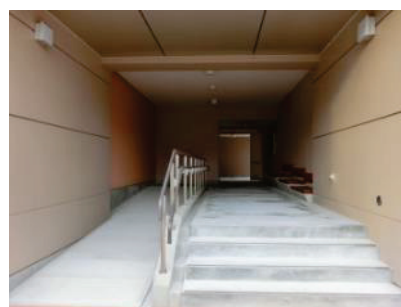
テーマ(2) 転倒による事故を防止する 【乳児期～幼児後期】

- 小さな子どもや妊婦等の転倒による事故を防止するため、エントランスのアプローチ部分の床面は、歩きやすく透水性に優れた舗装とし、表面は雨に濡れても滑りにくい仕上げ（粗面とする、又はすべり抵抗値の高い材料を使用する等）とする。
- スロープ部分の床面の仕上げは、特に防滑性に配慮する。

共用A②：ベビーカーで利用しやすい屋外通路等の動線空間とする

テーマ(44) 住戸内移動や外出移動をしやすくする 【乳児期～幼児後期】

- ベビーカーでの移動や子どもを連れての外出移動が安全で快適にできるよう、エントランスのアプローチ部分は段差のない構造とする。
- 段差が生じる場合は、次のような構造のスロープを設置（併設）する（写真Ⅱ.56、写真Ⅱ.57）。
 - i) 勾配が1/12以下（高低差が80mm以下の場合にあっては1/8以下）とする。
 - ii) スロープの前後には、ベビーカーを安全に停止できる平坦な部分を確保する。



写真Ⅱ.56（右上）、写真Ⅱ.57（右下）
ベビーカーでの移動にも配慮された住棟
エントランスに設置されたスロープ

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

・ [9-2 高齢者等配慮対策（共用部分）] の共用廊下に関する評価基準において等級2以上

共用A③：面積の大きい透明なガラス面は視認性を高め、安全性に配慮したガラスを使用する

テーマ(1) 衝突による事故を防止する 【幼児前期～幼児後期】

- エントランスホールなどにある表面が大きな透明なガラス面は、小さな子どもがガラス面であると認識できず（開放された出入り口と勘違いし）、衝突する事故が生じる危険性があるため、次のような対策を講じる。
 - i) 子どもの目の高さ部分に色を入れる、マークを付けるなど、ガラスであることの視認性を高める。

- ii) 万一衝突した際にも割れにくい（ガラスが万一割れても破片が体に突き刺さることのない）安全に配慮されたガラスを使用する。

共用A④：エントランスホールの床面は滑りにくい仕上げとする

テーマ(2) 転倒による事故を防止する 【乳児期～幼児後期】

- エントランスホールの床の床面は、雨に濡れても滑りにくい仕上げ（すべり抵抗値の高い材料の使用等）とする。

共用A⑤：エントランスホールは不審者が侵入しにくい構造とする

テーマ(8) 不審者の侵入を防止する 【全般】

- 不審者の侵入を防止するため、エントランスホールには次のような防犯対策を講じる。
- i) エントランスドアを設ける場合は、扉の内外を相互に見通せる構造とし、オートロック式の自動ドアとすることが望ましい（写真Ⅱ.58）。
- ii) エントランスホールは、ガラス面の窓をつけるなど、外部からホール内の様子を見通せる構造とする（写真Ⅱ.59）。
- iii) 人の目による監視として、エントランス付近に常駐の管理人（管理人室）を配置する（写真Ⅱ.60）。また、エントランス・エントランスホールや共用メールコーナーは、管理事務室や道路等からの見通しが確保できる位置に配置する。
- iv) 見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施することが望ましい。
- v) エントランスホールや共用メールコーナーは、人の顔や行動を確認できる明るさ（照度）を確保する。
- メインエントランス以外の共用出入り口もオートロックとし、自動施錠機能付きドアとすることが望ましい。

注1) 本写真は、子育て世帯向けの住宅の事例ではなく、防犯に配慮した構造や設備等を有する範となるものを「防犯モデル共同住宅」として登録する制度を有する自治体における登録住宅の事例である。参考文献1) に掲載されているものを転載している。

参考文献1) 長谷川洋、塩路安紀子、岡村七月、山本久美子 編著「住まいから始める地域・まちづくり 2008」、豊かな住まいまちづくり推進会議、公共住宅事業者等連絡協議会発行、2008年7月



写真Ⅱ.58 注1)
オートロック式の自動エントランスドア



写真Ⅱ.59 注1)
外部からの見通しが確保された
エントランスホール



写真Ⅱ.60 注1)
エントランス脇に設置された管理人室

＜防犯に関する参考＞ 「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」（国土交通省）

＜照度に関する参考＞ 「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」（国土交通省）

- ・ 共用玄関の照明設備は、その内側の床面において概ね 50 ルクス以上、その外側の床面において概ね 20 ルクス以上の平均水平面照度をそれぞれ確保することができるものとする。
- ・ 共用メールコーナーの照明設備は、床面において概ね 50 ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

共用A⑥：エントランスの自動ドアの避難時の安全性を確保する

テーマ(13) 災害時の避難経路の安全を確保する 【全般】

- エントランスドアが自動ドアの場合は、災害時には火災・地震感知器と連動して自動解錠・自動開放される機能が付いたものとする。

共用A⑦：エントランスホールに交流スペースを設ける

テーマ(27) 子育て世帯どうしが交流しやすい環境にある 【乳児期～小学生高学年】

- エントランスホールやその付近には、住民どうしがおしゃべりなどの交流をできるスペースを確保する。
- 住宅の規模や住棟タイプに応じて、エントランスホールにソファークッションの設置（写真Ⅱ.61）、エントランス付近にベンチの設置（写真Ⅱ.62）、イスを自由に並べて交流できるスペースの確保（写真Ⅱ.63）など、多様な交流スペースの確保が考えられる。
- また、規模（住戸数）の大きな共同住宅などでは、エントランスホールやロビー等には、子ども仕様の共用トイレ、おむつ替えや授乳のためのスペースを確保する。



写真Ⅱ.61
マンションのエントランスホールの交流スペース。庭に面してソファークッションを設置



写真Ⅱ.62
住棟入り口に設けられた大人からベンチ。子どもが座って交流できるよう、高さに変化を付けている



写真Ⅱ.63
共用部分に設置された交流スペース。収納庫内のイスを自由に並べて交流できる

共用A⑧：エントランスドアは容易に開閉して通過できるものとする

テーマ(44) 住戸内移動や外出移動をしやすいとする 【乳児期～幼児後期】

- エントランスのドアは、自動ドアとするなど、ベビーカーや子どもを抱いている場合などでも、容易に開閉して通過できるものとする。

共用B：エレベーター・エレベーターホール

共用B①：エレベーターを設置する

テーマ(44) 住戸内移動や外出移動をしやすいとする 【乳児期～幼児後期】

- 地上3階建て以上（住戸玄関が3階以上の階にある場合をいう。）の共同住宅には、エレベーターを設置する。
- エレベーターのボタン（操作盤）は、子どもでも操作がしやすい高さに設置する。また、ベビーカー等での乗り降りのため、挟まれ事故の防止のための機能や開延長できる機能を有するものを採用する。

- エレベーターが設置されていない2階建て以下の共同住宅では、エントランス付近に住戸数に応じたベビーカーを収納できる適切なスペースを確保する。

共用B②：エレベーターは防犯性の高いものとする

テーマ(8) 不審者の侵入を防止する 【全般】

- エレベーター・エレベーターホールは、次のような防犯対策を講じる。
 - i) エレベーターは、ドアにかご内を見渡せる窓付きのものを採用する。
 - ii) エレベーターのかご内には防犯カメラを設置し、1階のエレベーターホールにかご内の様子が分かるモニターを設置する（写真Ⅱ.64）。
 - iii) かご内及びエレベーターホールには、現在位置を表示できる装置がついたものを採用する。
 - iv) エレベーターホールは、エントランスホールや管理人室からの見通しが良く、監視の目が行き届く位置に設ける。見通しが確保できない場合は、防犯カメラを設置することが望ましい。
 - v) エレベーターは、非常時において押しボタン、インターホン等によりかご内から外部に連絡又は吹鳴する装置が設置されたものとする。
 - vi) エレベーターホール、エレベーターのかご内は人の顔や行動が確認できる明るさを確保する。



写真Ⅱ.64

エレベーターホールに設置されたエレベーターかご内の様子を把握できるモニター

＜防犯に関する参考＞ 「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」（国土交通省）

＜照度に関する参考＞ 「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」（国土交通省）

- ・ 共用玄関の存する階のエレベーターホールの照明設備は、床面において概ね 50 ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。
- ・ その他の階のエレベーターホールの照明設備は、床面において概ね 20 ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。
- ・ エレベーターのかご内の照明設備は、床面において概ね 50 ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

共用B③：エレベーターの災害時の安全性を確保する

テーマ(13) 災害時の避難経路の安全を確保する 【全般】

- エレベーターには地震時管制運転装置を設置する。また、非常時に外部に連絡できる装置が設置されたものとする。

共用B④：エレベーターホールに交流スペースを設ける

テーマ(27) 子育て世帯どうしが交流しやすい環境にある 【乳児期～小学生高学年】

- 2階以上のエレベーターホールに、住民どうしがおしゃべり等のできるベンチを設置する。

共用C：共用廊下

共用C①：共用廊下等の動線上に各専用部分のドアが突出しないようにする

テーマ(1) 衝突による事故を防止する

【幼児前期～幼児後期】

- 玄関ドアを開けた際に、共用廊下を歩行中の子どもや妊婦等との衝突事故を防止するため、各専用部分の玄関前にアルコーブを設置する（写真Ⅱ.65）など、各専用部分の玄関ドアを開いても、共用廊下にドアが突出しないようにする。



写真Ⅱ.65 アルコーブが設置された玄関前

共用C②：子ども等の使いやすい高さに手すりを設置する

テーマ(2) 転倒による事故を防止する

【幼児前期～幼児後期】

- 共用廊下の安全な歩行のために設置される手すりは、子どもの使いやすさにも配慮し、次のようなものとする。
 - i) 手すりの高さは、床面からの高さが 700mm から 900mm の位置とする（写真Ⅱ.66）。
 - ii) 大人用と子ども用の 2 段手すりを設置する場合は、床面からの高さが上段は 850 mm 程度、下段は 650 mm 程度の位置とする。



写真Ⅱ.66

子どもの使いやすさに配慮した高さに設置された手すり

共用C③：床面は滑りにくい仕上げとする

テーマ(2) 転倒による事故を防止する 【乳児期～幼児後期】

- 小さな子どもや妊婦等の転倒による事故を防止するため、共用廊下の床の床面は、雨に濡れても滑りにくい仕上げ（すべり抵抗値の高い材料の使用等）とする。
- また、共用廊下にスロープが設けられている場合は、スロープ部分の床面の仕上げは、特に防滑性に配慮すること。

共用C④：足元が視認できる明るさを確保する

テーマ(2) 転倒による事故を防止する 【乳児期～幼児後期】

- 足元をはっきり認識できる明るさ（照度）を確保できる位置や角度に設置する。
- また、防犯面でも効果的な明るさを確保する。

＜照度に関する参考＞ 「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」（国土交通省）

・ 共用廊下の照明設備は、床面において概ね 20 ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

共用C⑤：手すりは転落の防止に効果的な構造とする（直接外気部に開放されている場合）

テーマ(3) 転落による事故を防止する 【幼児前期～小学生低学年】

- 子どもの転落を防止するために共用廊下（直接外気部に開放されているものに限る。）に設置される手すりは、次のような構造のものとする。

- i) 手すりの形状は、足がかりがなく、子どもが容易によじ登れない形状とする。
- ii) 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「腰壁等」という。）が生じる場合は、次の高さに達する手すりを設ける（写真Ⅱ.59）。
 - ア) 腰壁等の高さが 650mm 以上 1,100mm 未満の場合は床面から 1,100mm 以上の高さになるように設ける。
 - イ) 腰壁等の高さが 650mm 未満の場合は、腰壁等から 1,100mm 以上の高さになるように設ける。
- iii) 転落防止のための手すり子で床面及び腰壁等（腰壁等の高さが 650mm 未満の場合に限る。）からの高さが 800mm 以内の部分に存するものの相互の間隔は、子どもの頭が入らないよう、内法寸法で 110 mm以下とする。

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

・ [9-2 高齢者等配慮対策（共用部分）] の共用廊下に関する評価基準において等級 3 以上

- また、子ども（幼児等）のよじ登りを防ぐために、手すりの上部を内側に折れ曲がって傾斜した構造とすることや、手すり上部の笠木を子どもの手のひらよりも大きい径の円筒形とすることなどが効果的と考えられる。

共用C⑥：ベビーカーで利用しやすい共用廊下等の動線空間とする

テーマ(44) 住戸内移動や外出移動をしやすくする 【乳児期～幼児後期】

- ベビーカーでの移動や子どもを連れての外出が快適にできるよう、共用廊下は段差のない構造とする。
- やむを得ず段差部分が生じる場合は、次のような構造のスロープを設置（併設）する。
 - i) 勾配が 1/12 以下（高低差が 80mm 以下の場合にあっては 1/8 以下）とする。
 - ii) スロープの前後には、ベビーカーを安全に停止できる平坦な部分を確保する。
- 共用廊下の幅員は、ベビーカーがすれ違える幅員として、1,200 mm以上を確保する。

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

・ [9-2 高齢者等配慮対策（共用部分）] の共用廊下に関する評価基準において等級 4 以上

共用D：共用階段

共用D①：安全に昇降できる構造とする

テーマ(3) 転落による事故を防止する 【乳児期～小学生低学年】

- 共用階段は子どもだけでなく、足元が見えにくい妊婦、乳児を抱っこ・おんぶした親や祖父母等も利用することがあるため、安全に昇降できる勾配となるように配慮し、踏面及びけあげの寸法は次のとおりとすることが考えられる。
 - i) 踏面は 240mm 以上とし、かつ、けあげの寸法の 2 倍と踏面の寸法の和は 550mm 以上 650mm 以下とする。
 - ii) 蹴込みは 30mm 以下とする。

- また、蹴込み板を設置し、段鼻を蹴込み板から突出させない。
- さらに、共用廊下の歩行者との衝突等を防ぐため、次のような構造とする（写真Ⅱ.67）。
 - i) 階段の最上段の通路等への食い込みを避ける。
 - ii) 階段の最下段の通路等への突出を避ける。
- なお、万一の転落時への備えや歩行の安全等に配慮し、踊り場のある折れ階段とすることが望ましい。



写真Ⅱ.67
共用階段と共用廊下の歩行者どうしの衝突防止に配慮された階段（階段最上段の共用廊下への食い込み、最下段の共用廊下への突出の防止）

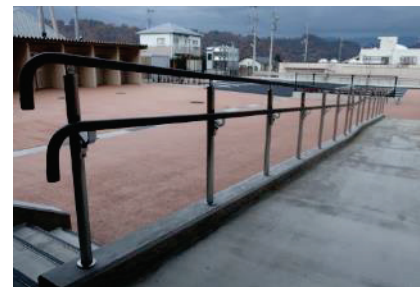
【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

・[9-2 高齢者等配慮対策（共用部分）] の共用階段に関する評価基準において等級 2 以上

共用D②：子ども等の使いやすい高さに手すりを設置する

テーマ(3) 転落による事故を防止する 【幼児前期～小学生低学年】

- 階段の安全な昇降のために設置される手すりは、子どもの使いやすさにも配慮し、次のようなものとする。
 - i) 手すりの高さは、踏面の先端からの高さが 700mm から 900mm の位置とする。
 - ii) 大人用と子ども用の 2 段手すりを設置する場合は、床面からの高さが上段は 850 mm 程度、下段は 650 mm 程度の位置とする（写真Ⅱ.68）。
 - iii) 手すりは、踊り場にも連続して設置する。



写真Ⅱ.68
子ども用手すりが設置された 2 段手すりのスロープ

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

・[9-2 高齢者等配慮対策（共用部分）] の共用階段に関する評価基準において等級 3 以上

共用D③：踏面に滑り防止の部材を設置する

テーマ(3) 転落による事故を防止する 【乳児期～小学生低学年】

- 踏面に滑り防止のための部材を設ける。当該部材は踏面と同一面となるように配慮する。

共用D④：段差を認識しやすい照明を設置する

テーマ(3) 転落による事故を防止する 【乳児期～小学生低学年】

- 共用階段の段差がある部分の照明は、段差をはっきり認識できる明るさ（照度）を確保できる位置や角度に設置する。
- 補助照明として足元灯を設置することも有効である。
- また、防犯面でも効果的な明るさを確保する。

＜照度に関する参考＞ 「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」（国土交通省）

・共用階段の照明設備は、床面において概ね 20 ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

共用D⑤：手すりは転落の防止に効果的な構造とする（直接外気部に開放されている場合）

テーマ(3) 転落による事故を防止する 【幼児前期～小学生低学年】

- 子どもの転落を防止するために共用階段（直接外気部に開放されているものに限る。）に設置される手すりは、次のような構造のものとする。
 - i) 手すりの形状は、足がかりがなく、子どもが容易によじ登れない形状とする。
 - ii) 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「腰壁等」という。）が生じる場合は、次の高さに達する手すりを設ける。
 - ア) 腰壁等の高さが 650mm 以上 1,100mm 未満の場合は踏面の先端から 1,100mm 以上の高さになるように設ける。
 - イ) 腰壁等の高さが 650mm 未満の場合は、腰壁等から 1,100mm 以上の高さになるように設ける。
 - iii) 転落防止のための手すり子で踏面の先端及び腰壁等（腰壁等の高さが 650mm 未満の場合に限る。）からの高さが 800mm 以内の部分に存するものの相互の間隔は、子どもの頭が入らないよう、内法寸法で 110mm 以下とする。

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

- ・ [9-2 高齢者等配慮対策（共用部分）] の共用階段に関する評価基準において等級 2 以上

共用D⑥：屋外に設置される共用階段は不審者が侵入しにくい構造とする

テーマ(8) 不審者の侵入を防止する 【全般】

- 共用階段のうち、屋外に設置されるものについては、次のような防犯対策を講じる。
 - i) 住棟外部から見通しが確保された配置又は構造とする。
 - ii) 道路等からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施する。
 - iii) 屋外に設置される避難階段等の出入り口には防犯扉を設ける。オートロックシステムを導入する場合には、自動施錠機能付き扉を設置する。

共用E：キッズルーム・集会室

共用E：キッズルームや集会室を設置する

テーマ(27) 子育て世帯どうしが交流しやすい環境にある 【乳児期～小学生高学年】

- 子どもと親が利用できるキッズルームや多目的の集会室を設置する（周辺に同等の施設がある場合はこの限りではない）（写真Ⅱ.69、写真Ⅱ.70）。

【安全性の確保】

- キッズルームや集会室は、住戸内と同様、衝突や転倒による事故防止、ドアや窓による指つめの防止等の安全対策を講じる。
 - i) 壁の出隅、柱、造り付け家具の角などは丸い形状に加工



写真Ⅱ.69

マンション内に設置された遊具の置かれたキッズルーム。

(R 加工) をする。

ii) ドアは引き戸とする、又は開き戸の場合はドアストッパー・ドアクローザー等を備えた、開閉による衝突が生じにくいものを採用する。

iii) ドアや窓は指つめ・指はさみを防止する構造としたものとする。

iv) 面積の大きい透明なガラス面は視認性と安全性を高める。

v) 床は段差のない構造とする。

vi) 床は滑りにくい仕上げ材やクッション性のある仕上げ材を採用する。

vii) コンセントは子どもの手の届きにくい位置に設置し、感電防止対策をする。

viii) 大人用に加え、小児・幼児用の AED（自動体外式除細動器）を設ける。

【その他の機能の確保】

○ その他、次のような機能を備えることが望ましい。

i) 多人数で利用できるキッチン（離乳食講座の開催やレクリエーションのお菓子作りなど）を設ける。キッチンには、小さな子どもが近づけないように、チャイルドフェンス等を設置できる構造とする（写真Ⅱ.71）。

ii) テーブル、イス等の団らん、歓談用の備品を設置する。

iii) 子どもが午睡したり、座って遊べたりする畳スペース等を設ける（写真Ⅱ.72）。

iv) 子ども向けの広くて使いやすいトイレ等を設ける。

v) おむつ替えや授乳のためのスペースを設ける

vi) 共用で利用できる絵本や児童書等を置く（写真Ⅱ.73）。

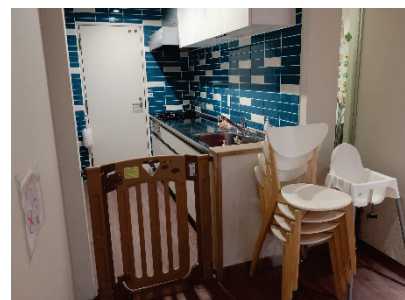
vii) 遊具、玩具や備品等の収納設備を設置する。

viii) 壁の一部は、子ども自由にお絵かきができるよう、黒板クロスとする（写真Ⅱ.74）。



写真Ⅱ.70

子どもの遊び場や居住者の交流場所として利用できる多目的室



写真Ⅱ.71

キッズルーム内のキッチン
（チャイルドフェンス付き）



写真Ⅱ.72

畳スペースを設けたキッズルーム
（奥には和室もある）



写真Ⅱ.73

キッズルーム内の絵本・児童書コーナー



写真Ⅱ.74

壁の一部に設けた黒板。自由にお絵かきができる

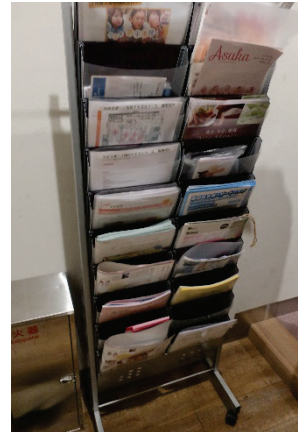
- また、キッズルームや集会室では、子育て世帯の交流イベントを開催するとともに、行政と連携して、地域の子育て情報や子育て相談等のサービスが定期的に提供されることが望ましい(写真Ⅱ.75、写真Ⅱ.76)。

【キッズルームの位置】

- キッズルームは、親子が自然に集うようになる場所に設ける。エントランスホールやエレベーターホールに面して配置し、ドアは中の様子が伺い知ることができる構造とすることが望ましい。



写真Ⅱ.75
キッズルーム内の壁に掲示されたイベント情報



写真Ⅱ.76
行政と連携したキッズルームでの地域の子育て情報の提供

共用F：トランクルーム

共用F：トランクルームを設置する

テーマ(39) 収納スペースの広さと使いやすさを確保する 【全般】

- 専用部分の収納スペースを補完するため、共用部分に、季節品や子どもが成長して使わなくなったリサイクル品などを保管できるトランクルームを設置する(写真Ⅱ.77)。



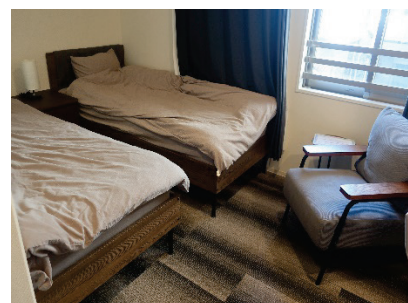
写真Ⅱ.77
季節品や冬用タイヤ等を保管できる屋外に設置されたトランクルーム

共用G：ゲストルーム

共用G：共用部分にゲストルームを設ける

テーマ(29) 祖父母等と交流しやすい環境にある 【乳児期～小学生低学年】

- 共同住宅の場合などで、専用部分に祖父母や友人家族等が遊びに来たときの宿泊部屋(スペース)を確保できない場合は、共用部分にゲストルームを設ける(写真Ⅱ.78)。



写真Ⅱ.78
ゲストルーム(洗面所・トイレのみ設置)

共用H：機械室等

共用H：機械室・受水槽・屋上等への子どもの進入を防止する

テーマ(5) 危険な場所への進入や閉じ込みを防止する 【幼児前期～小学生低学年】

- 機械室や受水槽等に進入しないよう、フェンスの設置、入口に鍵を設置し、常時施錠する。
- 屋上への出入り口は、子どもが容易に開けられないよう、鍵を設置し、常時施錠する。

共用I：防災備蓄庫等

共用I：防災備蓄庫を設置する

テーマ(14) 災害発生後の避難生活に備える 【全般】

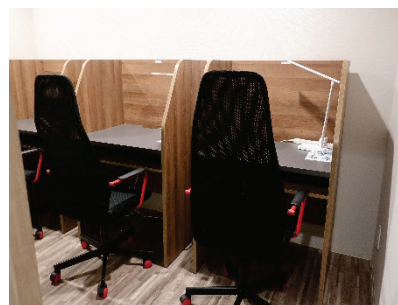
- 災害時の日常の生活物資の不足に備え、防災備蓄庫を設置し、子どもの紙オムツ・粉ミルク・ほ乳瓶のほか、非常食・飲料水等を備蓄する（最低3日分から1週間分程度を備蓄することが望ましい）。
- また、給排水設備の損傷や停電・断水等に備え、非常用電源（発電機、コードリール）、ウォータータンク、浄水器、マンホールトイレ、トイレ処理セット等を備蓄しておくことが望ましい。

共用J：コワーキングスペース

共用J：コワーキングスペースを設置する

テーマ(53) テレワークに対応した環境を整備する 【全般】

- 共同住宅の場合で、専用部分にテレワークスペースを確保できない場合は、共用部分にコワーキングスペースを設けることが考えられる。
- コワーキングスペースは、ブースに区画された執務スペースを備えるとともに、間仕切り区分されたオンライン会議スペースや打合せスペース等を備えることが望ましい（写真Ⅱ.79、写真Ⅱ.80）。
- また、通信環境やコンセントの数など設備を充実させることが望ましい。



写真Ⅱ.79
コワーキングスペースの各ブース



写真Ⅱ.80
コワーキングスペースとは別室に
設けられたオンライン会議スペース

共用K：宅配ボックス

共用K：共用エントランス付近に宅配ボックスを設置する

テーマ(47) 外出時等に荷物の受け取りができる設備を設ける 【全般】

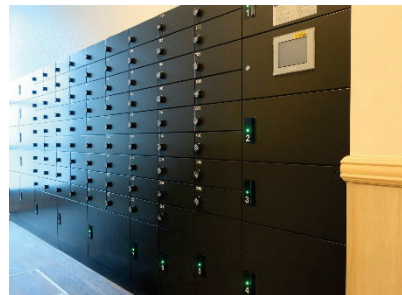
- 共同住宅のエントランス付近やメールボックス付近に、集合住宅用宅配ボックスを設置する。
- 設置にあたっては、次のような点に配慮する。
 - i) 共同住宅でオートロックドアの場合は、防犯性を維持するよう、メールボックスと一体となった前入後出対応型（オートロックドアの外部から荷物を入れ、内部のエントランスから荷物を取り出せるタイプ）とすることが望ましい（写真Ⅱ.81、写真Ⅱ.82、写真Ⅱ.83）。
 - ii) オートロックでない場合等でエントランス内に設置する場合は、管理人室からの視認性が確保された位置に設ける。
 - iii) 階段室型の共同住宅では、自立式のユニットタイプとし、メールボックス付近に設置する。できる限り雨が掛からない場所に設置することとし、雨が掛かり部に設置せざるをえない場合は防水タイプとする。また、外気に面して設置する場合は防塵タイプとする。



写真Ⅱ.81
正面右側がエントランスドア・左側は
宅配ボックスの前入口に至る



写真Ⅱ.82
写真Ⅱ.81の宅配ボックス及びメールボッ
クスの前入口スペース（住棟外部）



写真Ⅱ.83
エントランスホール内のメールボックス
と宅配ボックスの取り出しスペース

3-2 敷地内の全般事項

共同敷地A：敷地内（全般）

共同敷地A①：敷地内への不審者の侵入を防止する対策を講じる

テーマ(8) 不審者の侵入を防止する 【全般】

- 不審者の侵入を防止するため、次のような防犯対策を講じる。
 - i) 敷地内は、死角が生じないようなプランニングに配慮し、監視の目が行き届くようにする。
 - ii) 監視の目を補完するため、防犯カメラやセンサーライトを設置する。
 - iii) 敷地内の各所には屋外灯を設置するなど、防犯上有効な明るさを確保する。
 - iv) 塀を設ける場合は、死角を生まず、人の行動を見通せる高さや構造（透視可能なフェンス、生け垣等）とする。
- 建物の敷地が地域に開放されているなどにより上記の防犯対策を講じることが難しい場合は、子どもの安全を見守るコミュニティの醸成のため、居住者や地域住民の交流の機会提供の活動等が行われていること。

共同敷地A②：落下物による危険が生じにくい計画とする

テーマ(9) 落下物による危険を防止する 【全般】

- 窓、開放廊下、開放階段の直下に敷地内の通路、出入り口がこないよう、住宅計画や配置計画において配慮する。

共同敷地A③：落下物防御フェンスの設置や建物と道路・通路との間に離隔距離を確保する

テーマ(9) 落下物による危険を防止する 【全般】

- 窓、開放廊下や階段の直下に道路、通路、出入り口がある場合は、次のような、落下物が歩行者に危険を及ぼさないような措置を講じる。
 - i) 落下物防御のフェンスやネットを設ける。
 - ii) 建物と道路・敷地内通路との間に空地を設けるなど、一定の離隔距離を確保する。

3-3 敷地内の空間・機能別事項

共同敷地B：プレイロット・菜園・広場等

共同敷地B①：プレイロットや緑地等を設ける

テーマ(25) 土や水に触れられる環境を確保する

【乳児期～小学生高学年】

- 敷地内に土いじりや水遊びができるプレイロットや緑地、貸し菜園スペース等を設ける（写真Ⅱ.84、写真Ⅱ.85、写真Ⅱ.86、写真Ⅱ.87）。（ただし、周辺に同等の施設がある場合はこの限りではない。）
- なお、外形的にプレイロット等の形状となっていない場合であっても、子どもが安心して遊べる敷地内空間となっている場合は代替できるものとする（写真Ⅱ.88）。
- プレイロットは、次のような機能を有するものとする。
 - i) 遊具は、幼児や小学生など多様な年齢の子どもにとって魅力的である一方で、安全性に配慮されている。
 - ii) 砂場や砂場遊びなどで汚れた手などの洗い場が設けられている（写真Ⅱ.89）。
 - iii) ベンチやパーゴラ等の緑陰スペースが設けられている。
 - iv) 植栽や花壇等により緑化が推進されている。
 - v) 共用倉庫、トイレの設置等も必要に応じて検討する。



写真Ⅱ.88 領域性が高く、子どもが安心して遊べる敷地内



写真Ⅱ.89 住棟入口に設けられた手洗い場

写真Ⅱ.85
居住者の交流のための
バーベキュー
設備



写真Ⅱ.84
敷地内の砂場公園。奥にはバーベキュー設備がある（写真Ⅱ.85）



写真Ⅱ.86
敷地内に設けられたアスレチックもどる緑地公園



写真Ⅱ.87
敷地内に設けられた緑地。小川や散策道も設けられている

共同敷地B②：プレイロット等の防犯安全性を確保する

テーマ(8) 不審者の侵入を防止する 【全般】

- 子どもの防犯安全性を高めるため、プレイロット等は、住棟のアプローチやエントランス、管理人室、住戸専用部分内等の周囲からの見通しが確保された位置に設ける（写真Ⅱ.90、写真Ⅱ.91）。
- 周囲の植栽は、茂みで監視の見通しを妨げないように樹種の選定や維持管理にも配慮する。
- また、照明設備等を設置し、人の顔や行動を確認できる明るさを確保する。
- なお、子どもを見守るコミュニティを育むとともに、監視の目を補完するために防犯カメラが設置されていることが望ましい。

(左) 写真Ⅱ.90
敷地入り口から住棟に至るアプローチ部分に設置され、住棟からの見通しのも良いプレイロット

(右) 写真Ⅱ.91
住棟エントランスの脇に、歩道に面して設置されたプレイロット



＜照度に関する参考＞ 「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」（国土交通省）

- ・ 児童遊園、広場又は緑地等の照明設備は、地面において概ね 3 ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

共同敷地B③：子どもの遊び場は車動線と交わらないようにする

テーマ(10) 敷地内での自動車事故を防止する 【乳児期～小学生低学年】

- 敷地内での自動車との接触事故等を防止するため、子どもの遊び場となるスペースは、車動線と交わらない位置に設ける。

共同敷地B④：広場等に災害時の防災設備を確保する

テーマ(14) 災害発生後の避難生活に備える 【全般】

- 大規模な共同住宅の場合など、大規模災害時に当該住宅が地区の防災拠点として機能するよう、敷地内の広場・オープンスペース等に防災井戸、かまど兼用トイレ、マンホールトイレ、情報連絡版等を設置しておくことも考えられる（写真Ⅱ.92）。



写真Ⅱ.92

共同住宅の敷地内（ポケットパーク）の一角に整備された防災井戸。非常時には地区の防災拠点として機能する。

共同敷地C：歩行者道・敷地内通路

共同敷地C①：床面は滑りにくい仕上げとする

テーマ(2) 転倒による事故を防止する 【乳児期～幼児後期】

- 歩行者道・敷地内通路の床面は、歩きやすく透水性に優れた舗装とし、表面は雨に濡れても滑りにくい仕上げ（粗面とする、又はすべり抵抗値の高い材料を使用する等）とする。

共同敷地C②：足元が視認できる明るさを確保する

テーマ(2) 転倒による事故を防止する 【乳児期～幼児後期】

- 夜間等でも足元が確認できる明るさを確保する。また、防犯面でも効果的な明るさを確保する。

＜照度に関する参考＞ 「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」（国土交通省）

- ・ 通路の照明設備は、路面において概ね 3 ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

共同敷地C③：歩行者動線は自動車動線と分離し、安全性を確保する

テーマ(10) 敷地内での自動車事故を防止する 【乳児期～小学生低学年】

- 敷地内での自動車との接触事故等を防止するため、敷地内の歩行者動線と車路・駐車場の動線を交差させない、歩行者動線と車道が植栽等で明確に分離される配置計画とする（写真Ⅱ.93、写真Ⅱ.94、写真Ⅱ.95）。
- 歩行者動線と自動車動線がやむを得ず交差する場合は、スピードが出ないような道路形状とすることや、ハンプの設置等の工夫をする。
- 歩行者道・敷地内通路は、歩行者の安全の確保に十分な幅員を確保する。



写真Ⅱ.93 敷地内の歩行者専用道。
車道とは完全に分離され、子どもが
安心して歩行（遊び）ができる



写真Ⅱ.84 仕上げの色で視覚的にも車動線と分離して設けられた歩行者動線



写真Ⅱ.95 住棟まわりの歩行者専用スペースから駐車場への歩行者道は同じ色彩の仕上げ材を用いている

共同敷地C④：ベビーカーで利用しやすい屋外通路等の動線空間とする

テーマ(44) 住戸内移動や外出移動をしやすくする 【乳児期～幼児後期】

- ベビーカーでの外出や子どもを連れての外出が快適にできるよう、歩行者道・敷地内通路も段差がなく、スムーズに移動できるようにする。
- 段差部分がある場合は、次のような構造のスロープを設置（併設）する。
 - i) 勾配が 1/12 以下（高低差が 80mm 以下の場合にあっては 1/8 以下）とする。
 - ii) スロープの前後には、ベビーカーを安全に停止できる平坦な部分を確保する。
- 歩行者道・敷地内通路の幅員は、ベビーカーがすれ違える幅員として 1,200 mm 以上を確保する。

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

・ [9-2 高齢者等配慮対策（共用部分）] の共用廊下に関する評価基準において等級 4 以上

共同敷地D：自転車置場

共同敷地D①：十分な台数の使いやすい自転車置場を設ける

テーマ(40) 十分な台数と機能の自転車置場を確保する 【幼児後期～中学生】

- 地域の移動手段やニーズ、家族人数等を踏まえ、十分な数の自転車置場（駐輪場）を設ける。自治体において共同住宅における駐輪場の付置義務を設けている場合はその設置基準に基づくが、各世帯あたり 1.5 台～2 台程度以上の駐輪スペースを確保することが望ましい。
- 設置に際しては、背の高いチャイルドシート型電動自転車の駐輪や子どもの使いやすさに配慮して、平置き型又はスライドレール型とすることが望ましい（写真Ⅱ.96）。

- 屋外に設置する場合は、雨や風の吹き込みを防ぐため、屋根やサイドパネル等を取り付けた自転車置場とする（写真Ⅱ.97）。
- なお、地域のニーズに合わせて、電動自転車等のシェアサイクル（レンタサイクル）を導入することも考えられる（写真Ⅱ.98）。



写真Ⅱ.96
チャイルドシート型電動自転車にも
対応した屋内の平置き駐車場



写真Ⅱ.97
屋根付きの屋外通臨場
（平置き・スライドレール型）



写真Ⅱ.98
管理会社が運営するシェアサイクル
（レンタサイクル）

共同敷地D②：不審者の侵入・接近を防止する対策を講じる

テーマ(8) 不審者の侵入を防止する 【全般】

- 自転車置場は、住棟や周囲からの見通しが確保された位置に設置する。また、監視の目を補完するため、防犯カメラ（写真Ⅱ.99）やセンサーライトを設置するとともに、防犯上有効な照度を確保する。
- また、チェーン用バーラック、サイクルラックの設置など、自転車の盗難防止に有効な措置が講じられたものとする。



写真Ⅱ.99 注2)
自転車置き場への防犯カメラ設置
（防犯カメラ作動中）

注2) Ⅱ-40 頁の注1) と同様、参考文献1 より転載。

＜防犯に関する参考＞ 「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」（国土交通省）

＜照度に関する参考＞ 「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」（国土交通省）

・ 自転車置場・オートバイ置場の照明設備は、床面において概ね 3 ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

共同敷地D③：自転車動線と歩行者動線・自動車動線を区分する

テーマ(10) 敷地内での自動車事故を防止する 【乳児期～小学生低学年】

- 敷地内での自転車と子どもの接触事故等を防止するため、自転車レーン等を設け、自転車動線と歩行者動線を明確に区別する。
- 自転車と自動車の接触事故等にも配慮し、自転車レーンと車道も明確に区別する。

共同敷地E：駐車場・車道

共同敷地E①：地域のニーズにあった台数の駐車場を設ける

テーマ(45) 子どもを連れて車で外出しやすいようにする 【乳児期～幼児後期】

- 地域の公共交通機関の整備状況や自治体において共同住宅における駐車場の付置義務を設けている場合はその設置基準に基づき、必要とされる台数の駐車場を設ける。
- 地域のニーズに合わせて、電動自転車等のカーシェアを導入することも考えられる（写真Ⅱ.100）。



写真Ⅱ.100
都心型の共同住宅で導入している
カーシェア

共同敷地E②：子どもをベビーカーから車に乗降させやすい広さの駐車区画とする

テーマ(45) 子どもを連れて車で外出しやすいようにする 【乳児期～幼児後期】

- 駐車場の区画は、自動車のドアが十分に開けられ、また、子どもをベビーカーから車に乗せられる（又は車からベビーカーに降ろせる）スペースを確保する。

共同敷地E③：雨の日でも車に乗降しやすい工夫をする

テーマ(45) 子どもを連れて車で外出しやすいようにする 【乳児期～幼児後期】

- 子どもを雨に濡らさないでベビーカー等から車に乗り降りできるよう、エントランス前に屋根の付いた車寄せを設ける。この場合、車寄せまでの車道は速度が出ない工夫をする。

共同敷地E④：不審者の侵入・接近を防止する対策を講じる

テーマ(8) 不審者の侵入を防止する 【全般】

- 駐車場は、住棟や周囲からの見通しが確保された位置に設置する。また、監視の目を補完するため、防犯カメラやセンサーライトを設置するとともに、防犯上有効な明るさ（照度）を確保する。

＜防犯に関する参考＞ 「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」（国土交通省）

＜照度に関する参考＞ 「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」（国土交通省）

- ・ 駐車場の照明設備は、床面において概ね 3 ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

共同敷地E⑤：敷地内の車道はスピードが出ない工夫をし、歩行者の安全を確保する

テーマ(10) 敷地内での自動車事故を防止する 【乳児期～小学生低学年】

- 敷地内での自動車との接触事故等を防止するため、共同住宅の敷地内の歩行者動線と自動車動線を交差させない配置計画や、歩道と車道が植栽等で明確に分離される配置計画とする。
- やむを得ず、歩行者動線と自動車動線が交差する場合は、車道にハンプの設置やスピードが出ないような道路形状とすることや、歩道と車道の仕上げ材の色を変えるなどの工夫をする。
- 敷地内に幼稚園の送迎バスが入ってくる場合は、安全な位置に乗降スペース、子どもや親の待合スペースを設置する。

共同敷地F：ゴミ集積所

共同敷地F：不審者の侵入・接近を防止する対策を講じる

テーマ(8) 不審者の侵入を防止する 【全般】

- ゴミ集積所は、管理人室や住棟などの周囲からの見通しが確保された位置であり、かつ、収集に配慮した位置に設置する（写真Ⅱ.101、写真Ⅱ.102）
- また、塀や施錠可能なドア、照明設備等を設置する。
- 不審者の侵入を防止する上でも入居後の適切な清掃や維持管理ができるように配慮し、ゴミ集積所に隣接して水栓等を設置する。

（左）写真Ⅱ.101
住棟からの見通しも考慮して設置されたゴミ集積所（施錠できる蓋付きの構造）

（右）写真Ⅱ.102
収集しやすい道路に面して設置されたゴミ集積所（施錠できる上屋付き）



【空間・要素4】 立地環境（戸建住宅・共同住宅）

4-1 子どもの安全の環境

立地A：交通安全性

立地A①：住宅前面及び住宅まわりの道路の交通安全性が確保されている

テーマ(11) 交通安全性の高い地域に立地している 【全般】

- 住宅が交通量の多い幹線道路等に面していない。住宅前面の道路は、通過交通がない生活道路であることが望ましい。
- 自宅前や周辺に交通量の多い幹線道路等がある場合には、ベビーカーや子どもが安全に利用できる、十分な幅員のある歩道が整備されている。

<歩道の幅員(道路構造令第11条第3～5項関係)>

- ・歩道の幅員については、歩行者の交通の状況を考慮して、車いす2台がすれ違いできる2.0m以上を確保すること。
- ・歩行者交通量が多い道路は、車いす2台に加え、歩行者とベビーカーがすれ違いできる3.5m以上を確保すること。

- また、交通量の多い道路にある横断歩道には信号が設置されている。

立地A②：通学路の交通安全性が確保されている

テーマ(11) 交通安全性の高い地域に立地している 【全般】

- 通学路は十分な幅員の歩道が整備されている（前掲・道路構造令第11条第3～5項関係）。
- 歩道が整備されていない通学路には、ハンプが設置されている、車道に狭く部やカーブした部分があるコミュニティ道路になっているなど、車がスピードを出せないような工夫がされている。
- 通学路が交通量の多い道路を横断する場合などは、信号のある横断歩道が設置されている。
- また、特に交通安全上危険な道路等は、小学校の登下校の時間帯には車両通行止めに規制される。

立地A③：地域の交通安全性が確保されている

テーマ(11) 交通安全性の高い地域に立地している 【全般】

- 「4.2 子育ての環境」、「4.3 生活の環境」に示している各施設に子どもが安全に移動できるよう、道路には車がスピードを出せない工夫がされている、交通量の多い道路には十分な幅員のある歩道が整備されている、横断歩道には子どもが利用しやすい押しボタン式の信号が設置されているなど、地域全体としての高い交通安全性が確保されている。

立地B：防犯安全性

立地B①：地域に死角になるような場所がなく、人の目などによる見守りがある

テーマ(12) 防犯性の高い地域に立地している 【全般】

- 「4.2 子育ての環境」、「4.3 生活の環境」に示している各施設に子どもが安全に移動できるよう、地域全体として、下記の示すような防犯安全性が確保されている。
- 地域に「誰もが入りやすく・誰からも見えにくい」といった犯罪の起こりやすい場所がない。
- また、人の目による見守りを補完する下記に示すような環境が確保されているなど、地域全体としての高い防犯安全性が確保されている。

立地B②：周辺に防犯灯や防犯カメラが設置されている

テーマ(12) 防犯性の高い地域に立地している 【全般】

- 周辺の道路や通学路には、人の目を補い犯罪抑止に効果的な防犯カメラが設置されている（写真Ⅱ.103）。
- 周辺の道路や通学路には防犯灯が連続的に設置されており、夜間でも人の行動を確認できる明るさが確保されている。



写真Ⅱ.103
遊歩道沿いの街灯に設置された
防犯カメラ

＜防犯灯の設置＞ 設置間隔 25m～50m、設置高さ 4.5m～5m 程度

＜防犯灯の照度に関する参考＞

〔安全・安心まちづくり推進要綱（平成 26 年 8 月 28 日改正・警察庁生活安全局長）〕

・「人の行動を視認できる」ためには、4m先の人の挙動、姿勢等が識別できることを前提とすると、平均水平面照度（地面又は床面における平均照度）がおおむね 3 ルクス以上必要。

〔社団法人日本防犯設備協会 技術標準 SES E 1901〕

	クラス A	クラス B
明るさのレベル	4m先の人の顔（目・鼻・口）がわかる	4m先の人の顔の向きや挙動姿勢がわかる
水平面照度（平均値）	5 ルクス	3 ルクス
鉛直面照度（最小値）	1 ルクス	0.5 ルクス

・なお、クラス A、クラス Bのどちらの照度（明るさ）のレベルを採用するかは、その道路の交通上や防犯上の重要性、歩行者・交通量の多少あるいは周辺環境の明るさ、照明にかけられるコストなど、個々の状況によって照明の設置者が適宜選択する。

立地B③：警察署やこども 110 番の家等が近くに立地している

テーマ(12) 防犯性の高い地域に立地している 【全般】

- 警察署・駐在所やこども 110 番の家など、犯罪抑止になるような施設やイザという時に子どもが

駆け込むことができるような施設が近くに立地している。

立地B④：地域的美観や秩序が維持されている

テーマ(12) 防犯性の高い地域に立地している 【全般】

- 地域に犯罪の拠点となるおそれのある管理不全（ドアが破損している、窓ガラスが割れているなど出入りが自由であるなど）の空き家や空き施設等がない。
- 地域の空き地は雑草等が繁茂しておらず、フェンスを設け出入り口が限定されるなど高い領域性が確保されている。また、空き地や駐車場は周辺の住宅や道路からの見通しが確保されている。
- 地域に落書きがない、地域の清掃活動が定期的に行われているなど、地域的美観や秩序が維持されている。

立地C：災害安全性

立地C①：地盤の安全性が高い地域である

テーマ(15) 災害安全性の高い地域に立地している 【全般】

- 活断層の上に立地していない。
- 埋立地など地盤が軟らかい地域に立地していない。埋立地の場合は、硬い支持地盤まで杭が打たれているなど、必要な耐震対策が講じられている。

立地C②：水害や土砂災害に対する安全性が高い地域である

テーマ(15) 災害安全性の高い地域に立地している 【全般】

- 地震、台風や豪雨の際に洪水や浸水の危険性の少ない地域に立地している。
- 地震、台風や豪雨の際に土砂災害の危険性の少ない地域に立地している。

4-2 子育ての環境

立地D：祖父母の家

立地D：祖父母の家が近くにある

テーマ(29) 祖父母等と交流しやすい環境にある 【乳児期～小学生低学年】

- 祖父母の家が近くにあるなど、子どもと祖父母が互いに交流しやすい環境にある。

＜参考＞ 2km 以内／片道 15 分以内／同一市町村内／同一又は隣接市町村内 等

立地E：子育て・子育て支援拠点

立地E：子育て世帯の交流できる施設の利便性が高い

テーマ(27) 子育て世帯どうしが交流しやすい環境にある 【乳児期～小学生高学年】

- 地域の身近な場所（子育て支援センター、公共施設、店舗、公民館、児童館等）に、子育て世帯が交流し、子育て・子育てに係る様々な情報を得られる地域子育て拠点（地域子育て支援拠点、子育てサロン、つどいの広場等）があるなど、利便性が高い。

＜参考＞ 400m未満（徒歩 5 分以内）／800m 未満／1200m 以内 等

立地F：保育所・認定こども園

立地F：保育施設が近くにあり、入りやすいなど利便性が高い

テーマ(32) 保育所等の保育施設の利便性が高い 【乳児期～幼児後期】

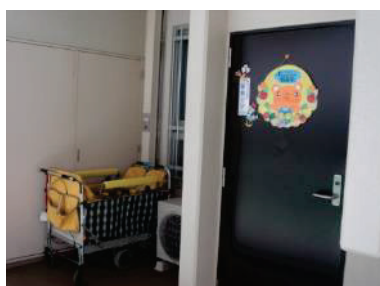
- 保育所（認可保育所、認可外保育施設、小規模保育施設等）や認定保育園 が家の近く又は最寄り駅の近くなどの通勤ルート上に一つ以上あり、入所しやすいなど利便性が高い。

＜参考＞ 400m未満（徒歩 5 分以内）／800m 未満／1200m 以内 等

- 地域に夜間保育をしている保育所がある。
- また、保育所の代替機能として、地域に家庭的保育事業による「保育ママ」など、地域に密着した小規模保育施設がある（写真Ⅱ.104、写真Ⅱ.105）。



写真Ⅱ.104
地域の住宅を改修して設置された
小規模保育室



写真Ⅱ.105
「保育ママ」による自宅を用いた
保育室

立地G：幼稚園

立地G：幼稚園が近くにあるなど利便性が高い

テーマ(33) 幼稚園等の幼児教育施設の利便性が高い 【幼児後期】

- 幼稚園や認定こども園が近くにある。また、家の近くまで送迎の通園バスが来るなど、利便性が高い。

＜参考＞ 400m未満（徒歩 5 分以内）／800m 未満／1200m 以内 等

立地H：小・中学校

立地H：小・中学校が近くにある

テーマ(34) 小・中学校等の教育施設の利便性が高い 【小学生低学年～中学生】

- 公立の小学校、中学校が近くにあるなど、子どもの通学が便利である。

＜参考＞ 400m未満（徒歩 5 分以内）／800m 未満／1200m 以内 等

立地I：学童保育施設

立地I：学童保育施設が地域にあり、利便性が高い

テーマ(34) 小・中学校等の教育施設の利便性が高い

【小学生低学年～小学生高学年】

- 親など保護者が日中家庭にいない小学生の放課後（土曜日、春・夏・冬休み等の学校休業中は一日）の生活の場として、学童保育施設（学童クラブ、放課後児童クラブ、学童保育所等の名称）が地域にある。
- 学童保育施設は、学校内や地域の公共施設内にあるなど、子どもにとって利便性が高い（写真Ⅱ.106）。



写真Ⅱ.106
地域の集会所を改修して整備された
学童保育施設

立地J：図書館

立地J：図書館が地域にあり、利便性が高い

テーマ(34) 小・中学校等の教育施設の利便性が高い 【幼児前期～中学生】

- 図書館が近くにあるなど、利便性が高い。

＜参考＞ 400m未満（徒歩 5 分以内）／800m 未満／1200m 以内 等

- 幼児と親を主対象とした子ども図書館、又は図書館内にその機能があることが望ましい。
- 図書館が近くにない地域では、自動車図書館が定期的に運行されている。

立地K：習いごと教室

立地K：地域に様々な子どもの習いごと教室があり、利便性が高い

テーマ(33) 幼稚園等の幼児教育施設の利便性が高い 【幼児後期】

- 幼児向けの様々な種類の習いごと教室が近くにあるなど、利便性が高い。

テーマ(34) 小・中学校等の教育施設の利便性が高い 【小学生低学年～中学生】

- 小・中学生向けの様々な種類の習いごと教室が近くにあるなど、利便性が高い。

立地L：教育上ふさわしくない施設

立地L：地域に子どもの教育上ふさわしくない施設が立地していない

テーマ(35) 子どもの教育上ふさわしくない施設が近くにない 【幼児後期～中学生】

- 居住する地域や通学路などに、子どもの教育上ふさわしくない施設が立地していない。

立地M：公園・広場等

立地M：地域に子どもが安心してのびのび遊べる公園等がある

テーマ(36) 子どもがのびのびと遊べる公園・施設等の利便性が高い 【全般】

【公園・広場の近接】

- 乳児を安心して遊ばせたり、幼児や小学生などが安心して遊んだりできる公園や広場（以下「公園等」という。）が近くにある（写真Ⅱ.107、写真Ⅱ.108）。
- また、様々な年齢の子どもが安心してのびのびと遊べる公園等が近くにある（写真Ⅱ.109）。
- 子どもが自然に触れられるような大規模な公園、川や森林等が近くにある。



写真Ⅱ.107
身近な場所にある幼児等



写真Ⅱ.108
小学生等が自由に遊べる公園



写真Ⅱ.109 様々な年齢の子どもが遊べる
広い芝生広場のある公園

【公園・広場の機能】

- 乳幼児や小学生等が日常的に利用する公園は、次のような機能を備えている。
 - i) 公園の遊具は、幼児や小学生など多様な年齢の子どもにとって魅力的である一方で、安全性に配慮されている。
 - ii) 砂場や砂場遊びなどで汚れた手などの洗い場が設けられている。
 - iii) ベンチやパーゴラ等の緑陰スペースが設けられている。
 - iv) 植栽や花壇等により緑化が推進されている。

- v) 子どもが利用しやすいトイレが設置されている。
- また、地域に、子どもがのびのびと走り回れる芝生等が配置された広場や、ボール遊びができるなど子どもが成長しても利用できる広場がある。
- 公園等のまわりには、遊歩道（歩行者専用道）が整備されているなど、交通安全面だけでなく、親子や子どもどうしが散歩を楽しむことのできる環境が確保されている。

【防犯安全性】

- 公園等は、次のような観点から防犯安全性が確保されている。
 - i) 周囲の道路や住宅地から公園等の内部の視認性が確保されている（樹木の茂みで見通しが妨げられておらず、死角がない。公園の境界は見通しの良いフェンスや植栽等で構成されている等）。
 - ii) 公園の入り口部分はカラー舗装が設置されているなど、公園の領域性を高め、犯罪者が足を踏み入れにくい空間となっている。
 - iii) 屋外灯が設置され、曇天日や薄暗くなっても人の行動を確認できる明るさが確保されている。
 - iv) 犯罪抑止に効果的な防犯カメラが設置されている。
 - v) トイレは公園の入り口の近くなど、周辺からの見通しが確保され死角になりにくい位置に設けられている。
 - vi) トイレの入り口及び内部は人の顔や行動を確認できる明るさを確保し、各個室内に防犯ベル等を設置する。

＜照度に関する参考＞

[安全・安心まちづくり推進要綱（平成 26 年 8 月 28 日改正・警察庁生活安全局長）]
 ・「人の顔及び行動を明確に識別できる」ためには、10 メートル先の人の顔及び行動が明確に識別できることを前提とすると、平均水平面照度がおおむね 50 ルクス以上必要。

【交通安全性】

- 子どもの遊び場となる公園・広場は、交通量の多い幹線道路等に面していない。
- 周辺に交通量の多い幹線道路等がある場合には、ベビーカーや子どもが安全に利用できる、十分な幅員のある歩道が整備されている。

立地N：児童館・子育てひろば等

立地N：地域に児童館・子育てひろば等があり、利便性が高い

テーマ(36) 子どもがのびのびと遊べる公園・施設等の利便性が高い 【全般】

- 子どもに様々な遊びの場を提供する、児童館、子育てひろばや、子どもが運動等をできる体育施設（学校施設以外の体育館等）が近くにあるなど、利便性が高い（写真Ⅱ.110）。
- 児童館は、小型児童館、児童センターなど、小学生（児童）から中高生までが利用できる施設が充実していることが望ましい。



写真Ⅱ.110
 地域の商店街（子どもを見守る商店街）にある児童館

4-3 生活の環境

立地O：公共交通機関

立地O：鉄道駅やバス停が近くにあり、利便性が高い

テーマ(46) 子どもを連れて公共交通機関で外出がしやすい 【全般】

- 子どもを連れて公共交通機関で外出がしやすいよう、また、子どもが公共交通機関を利用することで社会的な経験を得ることが可能なよう、最寄りの鉄道駅やバス停が近い。

<参考> 400m未満（徒歩 5 分以内）／800m 未満／1200m 以内 等

- また、鉄道やバスの便数が多いなど、公共交通機関の利便性が高い。
- 最寄りの鉄道駅やバス停までの間には、円滑な移動の妨げとなる急な坂や長い階段などが無い。

立地P：医療機関

立地P：医療機関が近くにあり、利便性が高い

テーマ(48) 医療機関の利便性が高い 【乳児期～小学生低学年】

- 子どもがよく利用する専科（小児科、耳鼻科、眼科、皮膚科等）の医療機関が家の近くにあるなど、利便性が高い。
- 夜間の突然の発熱など緊急時に往診してくれる、24 時間診療対応等の医療機関が近くにあるなど、利便性が高い。

立地Q：買い物施設等

立地Q：買い物施設や生活施設の利便性が近くにあり、利便性が高い

テーマ(49) 食料品・日用品等の買い物施設や生活施設の利便性が高い 【全般】

- スーパーマーケット、ドラッグストアなど、食料品・日用品の買い物施設が家の近くにあるなど、利便性が高い。ベビーカーを押して買い物に出かける場合もあるため、宅配サービスをしている様々な種類の店舗が家の近くにある。
- また、家の近くに小さな子どもづれで気軽に入れる様々な飲食店等がある。
- さらに、銀行・郵便局等の金融機関が家の近くにあるなど、利便性が高い。

立地R：通勤

立地R：通勤時間が短いなど、通勤の利便性が高い

テーマ(52) 通勤の利便性が高い 【全般】

- 勤務先まで自転車や徒歩で通勤できるなど、職住近接している。
- 通勤に鉄道を利用する場合、乗り換えがしやすい、短時間で通勤できるなど、利便性が高い。
- 車で通勤する場合も、通勤時間が短いなど、利便性が高い。

【空間・要素5】 コミュニティ・地域活動（戸建住宅・共同住宅）

活動A：子育て世帯の交流

活動A①：地域住民が主体となった子育て世帯の交流イベントが実施されている

テーマ(27) 子育て世帯どうしが交流しやすい環境にある 【乳児期～小学生高学年】

- 子育て世帯向けの共同住宅の管理会社等の主催により、共同住宅内の集会室やキッズルームを用いた、子育て世帯の交流のための様々なイベント（ひな祭り、お花見、七夕、バーベキュー大会、ハロウィーン、クリスマス会、餅つき大会等の季節の行事等）が定期的の実施されている。なお、共同住宅の居住者だけでなく、地域の親子にも開かれたイベントとすることが望ましい。
- また、地域の町内会・自治会、PTA、NPO等の地域住民の主催により、地域の公民館や集会所等において、子育て世帯の交流のための様々なイベントが定期的の実施されている。

活動A②：子育てサークルの活動が充実している

テーマ(27) 子育て世帯どうしが交流しやすい環境にある 【乳児期～小学生高学年】

- 地域に、子育て中の親などによる自主的な育児・保育等の子育てサークル活動があり、活動の内容が充実している。

活動B：多世代の交流

活動B：子どもが参加できる多世代交流のイベントや地域の祭りがある

テーマ(28) 地域の多様な世代の人と交流しやすい環境にある 【乳児期～小学生高学年】

- 地域住民が主体となった、多様な世代の地域住民が交流できるイベントなどがある。
 - i) 町内会・自治会、PTA、NPO等の主催により、子どもが参加でき、地域の高齢者などとの交流ができるイベント（昔の遊び教室などの世代間のふれあい活動等）が実施されている。
 - ii) 町内会・自治会等の主催により、子どもが参加しての地域清掃活動等が定期的に行われている。
- 地域に様々な世代が参加できる祭り・盆踊りなどがある。

活動C：交通安全パトロール

活動C：地域住民による交通安全活動が活発である

テーマ(11) 交通安全性の高い地域に立地している 【全般】

- 登下校時など、地域住民（PTA、シニアボランティア等）による学校周辺や地域の交通安全パトロールが行われている。
- 町内会・自治会、PTA、NPO等で構成される団体等による、通学路の安全点検、危険箇所の集約及び関係機関への改善要請、交通安全教室の開催等の活動が行われている。
- また、子どもの参加による地域の交通安全に関するワークショップの開催等を通じて、地域の「交

通安全マップ」が作成されている。また、その内容について子どもなどへの理解・普及の取り組みが行われている。

活動D：地域防犯活動

活動D：地域住民による防犯活動が活発である

テーマ(12) 防犯性の高い地域に立地している 【全般】

- 地域ぐるみで、次のような、犯罪を防止するための対策が講じられている。
 - i) 地域ぐるみ（PTA、シニアボランティア等）での子どもの見守り・地域の防犯パトロール等の防犯活動が行われている。
 - ii) 共同住宅の住民の間や、地域の人々の間で、あいさつや見かけない人への声かけなどが行われている。
 - iii) 地域ぐるみで、一戸一灯運動、ライトアップ作戦等が行われている。
 - iv) 地域でまちの環境美化運動が行われており、地域の道路や公園等の見通しの確保など適切な維持管理が行われている。
 - v) 住宅敷地内の美化（花いっぱい運動等）によるきれいな街なみの形成等の取り組みが行われている。また、地域に放置された空き地・空き家がない（空き地・空き家の適切な管理がされている）。
- また、町内会・自治会、PTA、NPO等の主催で子どもの参加による地域の防犯に関するワークショップの開催等を通じて、「防犯安全マップ」が作成されている。また、その内容について子どもへの理解・普及の取り組みが行われている。
- さらに、地域において、「子ども110番の家」の活動が行われている。また、「子ども110番の家」の存在やイザという時の駆け込み等について、子どもへの理解・普及の取り組みが行われている。

活動E：地域防災活動

活動E：地域ぐるみの防災訓練・避難訓練が定期的に行われている

テーマ(13) 災害時の避難経路の安全を確保する 【全般】

- 町内会・自治会等の主催により、子どもの参加による地域ぐるみの防災訓練や指定緊急避難場所までの避難訓練等が定期的に行われている。
- 活動を通じて、指定緊急避難場所の所在地や避難ルート等について、子どもへの理解・普及の取り組みが行われている。

活動F：地域コミュニティ

活動F①：地域で子どもの成長を見守る豊かなコミュニティが醸成されている

テーマ(28) 地域の多様な世代の人と交流しやすい環境にある 【乳児期～小学生高学年】

- 上記のA～Eのような様々な活動や地域での多世代の交流等を通じて、子どもが日常的に生活す

る地域において、子どもの成長や日々の安全を地域で見守るというような環境や良好なコミュニティが醸成されている。

活動F②：隣近所で生活音を許容できるコミュニティが醸成されている

テーマ(38) 生活音を許容できるコミュニティを育む 【乳児期～小学生低学年】

- 周辺の子育て世帯や様々な世代との交流を通じて、上下階や両隣の居住者などの間で、子どもの生活音を許容したり、問題が生じた場合に冷静な話し合いをしたりできるような、良好なコミュニティが醸成されている。

活動G：友人・知人

活動G：頼りになる気心の知れた友人・知人が近くにいる

テーマ(51) 気心の知れた友人・知人が近くにいる 【全般】

- 親が息抜きをしたいときや急用ができたときなどに子どもを預けられる、頼りになる友人・知人（ママ友など）が近くにいる。
- 親が自分の時間を一緒に楽しんだりできる、気心の知れた友人・知人（ママ友など）が近くにいる。

【空間・要素6】 子育て・子育て支援サービス（戸建住宅・共同住宅）

サービスA：子育て世帯の交流

サービスA①：子育て世帯の交流の場が定期的に提供されている

テーマ(27) 子育て世帯どうしが交流しやすい環境にある 【乳児期～小学生高学年】

- 地域の身近な場所（子育て支援センター、公共施設、空き店舗、公民館、保育所、児童館等）において、子育て世帯が交流し、親睦を深めたり、様々な子育てに係る情報を得られたりする場や機会（地域子育て支援拠点、子育てサロン、つどいの広場等）が定期的に提供されている。

サービスA②：子育てサークルの活動等に対する支援が充実している

テーマ(27) 子育て世帯どうしが交流しやすい環境にある 【乳児期～小学生高学年】

- 子育て中の親による自主的な子育てサークル活動等に対する行政の支援が充実している。
- 行政のホームページ、担当部署の窓口、子育て世帯の交流の場等において、自主的な子育てサークルの活動についての情報提供が行われている。

サービスB：子育て相談

サービスB：子育て相談サービスが充実している

テーマ(30) 地域の子育て相談サービス等が充実している 【乳児期～幼児後期】

- 地域において、次のような、行政等による子育てに関する電話や面談による相談サービスが行われている。
 - i) 役所、市町村会館、保健センター、地域子育て支援拠点、子育て支援センター等における直接的な育児相談・育児教育サービス
 - ii) 子育て等の電話相談実施団体と連携した育児相談サービス
 - iii) 保健センターや自治体指定の医療機関と連携した健康相談サービス
 - iv) 保健師の訪問による相談サービス（健康状態のチェック、育児相談、食生活・母乳の指導、母子保健・児童手当等の情報提供等）
 - v) 地域の保育施設（保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、認定こども園等）の情報提供
 - vi) 子育て・子育て支援サービスの情報提供
- 相談サービスは、育児相談、乳幼児健康相談、栄養相談（母乳相談・離乳食相談）、歯科相談など内容が多岐にわたり、また、休日も含めて日常的に相談が受けられるなど、内容が充実している。
- また、子育て世帯向けの共同住宅の場合、住宅内の集会室やキッズルームにおいて、行政と連携した子育て相談会などが開催されている。なお、相談会は、当該住宅の住民だけではなく、周辺の子育て親子（事前登録した者など）にも開かれた開催とすることが望ましい。

サービスC：子どもの預かり

サービスC：子どもの託児サービスが充実している

テーマ(31) 子どもの一時預かり等の支援サービスが充実している 【乳児期～幼児後期】

- 地域に公共又は民間の様々な託児サービスが充実しており、利便性が高い（写真Ⅱ.111）。
- 親の勤務の都合や傷病、事故、出産、冠婚葬祭等で、家庭で育児を行うことが困難な場合について、子どもを一時的に預かってくれるサービスが充実している。
- 地域にファミリーサポートセンターなどがあり、子どもの一時的な預かりや保育園への送り迎えなど、「子育ての手助けをして欲しい人」と「子育てのお手伝いをしたい人」のニーズをマッチングさせ、地域で子どもを育児する取組み（預け・預かり合う事業）などが充実している。
- また、子育て世帯向けの共同住宅の場合、保育や子育ての専門資格（保育士、子育て支援員等）を持つ管理人等による子どもの一時預かりサービスがある。



写真Ⅱ.111

住宅地内にある託児サービス（保育園・幼稚園の送迎ステーション等）の提供の場

サービスD：子育て・子育て支援施設の供給促進

サービスD：子育て・子育て支援施設の供給が促進されている

テーマ(32) 保育所等の保育施設の利便性が高い 【乳児期～幼児後期】

テーマ(33) 幼稚園等の幼児教育施設の利便性が高い 【幼児後期】

テーマ(34) 小・中学校等の教育施設の利便性が高い 【小学生低学年～中学生】

テーマ(36) 子どもがのびのびと遊べる公園・施設等の利便性が高い 【全般】

- 子育て・子育てに必要なサービスを受けるための各種の子育て・子育て支援施設（認可保育所、認可外保育施設、小規模保育施設、幼稚園、認定こども園、学童保育施設、地域子育て支援拠点、子育てサロン、つどいの広場、児童館等）の地域での利便性が高まるよう、行政等の公的機関による供給推進や、民間による供給を促進するための行政等の支援が行われている。

サービスE：各種サービスの情報提供

サービスE：子育て・子育て支援情報の提供体制が充実している

テーマ(30) 地域の子育て相談サービス等が充実している 【乳児期～幼児後期】

- 上記のA～Dのような各種の子育て・子育て支援サービスの実施や各種の子育て・子育て支援施設についての情報が、地域の子育て世帯に的確に伝わるようしくみが構築されている。
- 行政のホームページ、担当部署や各種の公的機関の窓口、子育て世帯がよく利用する買い物施設や医療機関の受付等、地域の掲示板・回覧板など、様々な媒体を通じた行政情報の提供のしくみが充実している。